

R8. 8_土木工事共通仕様書_新旧表

旧条文（令和7年版）										新条文（令和8年版）													
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下
編章節条 (項目見出し)						現行条文						編章節条 (項目見出し)						新条文					
1	1	1	2	26	1	26. 書面	書面とは、工事打合せ簿等の工事帳票をいい、情報共有システムを用いて作成され、指示、承諾、協議、提出、報告、通知が行われたものを有効とする。ただし、やむを得ず、情報共有システムを用いない場合は、発行年月日を記載し、記名（署名または押印を含む）したものも有効とする。				1	1	1	2	26	1	26. 書面	書面とは、工事打合せ簿等の工事帳票をいい、情報共有システムを用いて作成され、指示、承諾、協議、提出、報告、通知が行われたものまたは工事帳票と同等の内容を備えたデータを有効とする。ただし、やむを得ず、情報共有システムを用いない場合は、発行年月日を記載し、記名（署名または押印を含む）したものも有効とする。					
1	1	1	2	27	2		なお、デジタル工事写真の黒板情報電子化を行う場合は、「デジタル工事写真の黒板情報電子化についての一部改定について」（令和3年3月26日付け国技建管第21号）に基づき実施しなければならない。				1	1	1	2	27	2		なお、デジタル工事写真の黒板情報電子化を行う場合は、「デジタル工事写真の黒板情報電子化についての一部改定について」（令和5年3月15日 国技建管第6号）に基づき実施しなければならない。					
1	1	1	2	28	1	28. 工事帳票	工事帳票とは、施工計画書、工事打合せ簿、品質管理資料、出来形管理資料等の定型様式の資料、及び工事打合せ簿等に添付して提出される非定型の資料をいう。				1	1	1	2	28	1	28. 工事帳票	工事帳票とは、施工計画書、工事打合せ簿、品質管理資料、出来形管理資料等の定型様式の資料、データ、及び工事打合せ簿等に添付して提出される非定型の資料をいう。					
											1	1	1	9	0	1	1-1-1-9	主任技術者及び監理技術者					
											1	1	1	9	1	1	1. 主任技術者及び監理技術者の設置	当該工事における主任技術者及び監理技術者の設置は、建設業法第26条に規定した事項である。					
											1	1	1	9	2	1	2. 主任技術者及び監理技術者の設置の運用	受注者は、建設工事現場に置く技術者の適正な設置に係る最新の運用（「監理技術者制度運用マニュアルについて」（平成16年3月1日 国総建第316号））を参考に、監理技術者制度についての基本的考え方、運用等について熟知し、建設業法に基づき適正に業務を行う必要がある。					
1	1	1	12	1	1	1. 一般事項	受注者は、工事を施工するために下請契約を締結した場合、国土交通省令及び「施工体制台帳に係る書類の提出について」（令和3年3月5日付け国官技第319号、国営建技第16号、令和3年3月22日付け国港技第90号）に従って記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督職員に提出しなければならない。				1	1	1	13	1	1	1. 一般事項	受注者は、工事を施工するために下請契約を締結した場合、国土交通省令及び「施工体制台帳の作成等について（通知）」（令和4年12月28日国不建第466～467号）に従って記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、発注者が情報通信技術を利用する方法により確認することができる措置として国土交通省令で定めるものを講じている場合を除き、その写しを監督職員に提出しなければならない。					
1	1	1	12	2	1	2. 施工体系図	第1項の受注者は、国土交通省令及び「施工体制台帳に係る書類の提出について」（令和3年3月5日付け国官技第319号、国営建技第16号、令和3年3月22日付け国港技第90号）に従って、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともにその写しを監督職員に提出しなければならない。				1	1	1	13	2	1	2. 施工体系図	第1項の受注者は、国土交通省令及び「施工体制台帳の作成等について（通知）」（令和4年12月28日 国不建第466～467号）に従って、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともに、発注者が情報通信技術を利用する方法により確認することができる措置として国土交通省令で定めるものを講じている場合を除き、その写しを監督職員に提出しなければならない。					
1	1	1	12	4	1	4. 施工体制台帳等変更時の処置	第1項の受注者は、施工体制台帳及び施工体系図に変更が生じた場合は、その都度速やかに監督職員に提出しなければならない。				1	1	1	13	4	1	4. 施工体制台帳等変更時の処置	第1項の受注者は、施工体制台帳及び施工体系図に変更が生じた場合は、発注者が情報通信技術を利用する方法により確認することができる措置として国土交通省令で定めるものを講じている場合を除き、その都度速やかに監督職員に提出しなければならない。					
1	1	1	15	6	1	6. NETIS	受注者は、新技術情報提供システム（NETIS）に登録されている技術を活用して工事施工する場合には、以下の各号に掲げる措置をしなければならない。				1	1	1	16	6	1	6. NETIS	受注者は、新技術情報提供システム（以下「NETIS」という。）に登録されている技術を活用して工事施工する場合には、以下の各号に掲げる措置をしなければならない。					
											1	1	1	19	6	1	6. 時間外労働上限規制	受注者は、時間外労働上限規制を踏まえ、適切な現場管理に向けた施工計画の見直しにより、受注者の責に帰すことができない事由により工期変更の必要がある場合には契約約款第21条の規定に基づき、監督職員と協議するものとする。					
1	1	1	21	11	1	11. 建設副産物情報交換システム	受注者は、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物、建設発生土を搬入、搬出する場合には、施工計画作成時、工事完了時に必要な情報を建設副産物情報交換システムに入力するものとする。				1	1	1	22	11	1	11. コブリス・プラス（建設副産物情報交換システム）	受注者は、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物、建設発生土を搬入、搬出する場合には、施工計画作成時、工事完了時に必要な情報をコブリス・プラスに入力するものとする。					
1	1	1	26	3	3		また、記載内容については、工事内容に応じて、道路工事現場における標示施設等の設置基準について（昭和37年8月30日付け 道発372号道路局長通達、最新改正 平成18年3月31日付け 国道利37号・国道国防第205号 道路局路政課長、国道・防災課長通達）、河川工事等の工事看板の取扱いについて（令和3年5月27日付け 国水環第26号・国水治第22号・国水保第8号・国水海第10号 水管理・国土保全局河川環境課長、治水課長、保全課長、海岸室長通達）によるものとする。				1	1	1	27	3	3		また、記載内容については、工事内容に応じて、「道路工事現場における標示施設等の設置基準等の一部改正について」（平成18年3月31日 国道利第37号、国道国防第205号）、「河川工事等の工事看板の取扱いについて」（令和3年5月27日 国水環第26号、国水治第22号、国水保第8号、国水海第10号）によるものとする。					
1	1	1	26	9	1	9. 品質記録台帳	受注者は、工事に使用した建設資材の品質記録について建設材料の品質記録保存業務実施要領（案）（国土交通省大臣官房技術調査課建設システム企画室長通達、平成30年3月28日）に基づいて品質記録台帳を提出しなければならない。				1	1	1	27	9	1	9. 品質記録台帳	受注者は、工事に使用した建設資材の品質記録について「建設材料の品質記録保存業務実施要領（案）」の改定について」（平成30年3月28日 国技建管第36号）に基づいて品質記録台帳を提出しなければならない。					
1	1	1	26	12	1	12. 貸与機械	発注者所有の建設機械を貸与されて行う作業（工事）及び業務の実施にあたっては、受注者名を貸付建設機械に標示するものとする。なお、標示方法等の詳細については、監督職員と協議するものとする。																
1	1	1	28	1	2		なお、週休二日は、土日を休日とする4週8休以上の現場閉所または、技術者及び技能労働者が交替しながら月単位で4週8休以上の休日を確保するものであり、その実施に努めなければならない。				1	1	1	29	1	2		なお、週休二日は、土日を休日とする週休二日工事の実施に取り組むなど、週休二日の取得を推進し、地域の実情や施工条件等を踏まえつつ、その取組の質の向上に努めなければならない。					
1	1	1	29	1	1		請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員との打合せにおいて定める。				1	1	1	30	1	1		工期の始期から現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。					
1	1	1	30	1	1	1. 安全指針等の遵守	受注者は、最新の土木工事安全施工技術指針（国土交通大臣官房技術審議官通達）、建設機械施工安全技術指針（国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達、平成17年3月31日）、「港湾工事安全施工指針（一社）日本埋立浚渫協会」、「潜水作業安全施工指針（一社）日本潜水協会」及び「作業船団安全運航指針（一社）日本海上起重技術協会」、JIS A 8972（斜面・法面工事用仮設設備）を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。				1	1	1	31	1	1	1. 安全指針等の遵守	受注者は、最新の「土木工事安全施工技術指針」（国土交通大臣官房技術審議官通達）、「建設機械施工安全技術指針の一部改正について」（平成17年3月31日 国官技第303号、国総施第190号）、「港湾工事安全施工指針（一社）日本埋立浚渫協会」、「潜水作業安全施工指針（一社）日本潜水協会」及び「作業船団安全運航指針（一社）日本海上起重技術協会」、JIS A 8972（斜面・法面工事用仮設設備）を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。					
1	1	1	30	2	1	2. 建設工事公衆災害防止対策要綱	受注者は、建設工事公衆災害防止対策要綱（国土交通省告示第496号、令和元年9月2日）を遵守して災害の防止を図らなければならない。				1	1	1	31	2	1	2. 建設工事公衆災害防止対策要綱	受注者は、「建設工事公衆災害防止対策要綱」（令和元年9月2日 国土交通省告示第496号）を遵守して災害の防止を図らなければならない。					
1	1	1	30	16	1	16. 安全衛生協議会の設置	監督職員が、労働安全衛生法（令和元年6月改正 法律第37号）第30条第1項に規定する措置を講じるものとして、同条第2項の規定に基づき、受注者を指名した場合には、受注者はこれに従うものとする。				1	1	1	31	16	1	16. 安全衛生協議会の設置	監督職員が、労働安全衛生法（令和7年5月改正 法律第33号）第30条第1項に規定する措置を講じるものとして、同条第2項の規定に基づき、受注者を指名した場合には、受注者はこれに従うものとする。					
											1	1	1	31	16	2		当該工事の請負箇所に隣接して別途工事が発注している場合、労働安全衛生法第30条第2項の規定に基づく同条第1項の措置を講ずべき者、また、隣接する工事及び今後発生する工事については、別途監督職員より受注者へ通知する。					
1	1	1	30	17	1	17. 安全優先	受注者は、工事中における安全の確保をすべてに優先させ、労働安全衛生法（令和元年6月改正 法律第37号）等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかなければならない。				1	1	1	31	17	1	17. 安全優先	受注者は、工事中における安全の確保をすべてに優先させ、労働安全衛生法（令和7年5月改正 法律第33号）等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかなければならない。					
											1	1	1	31	27	1	27. 剥離剤を使用した塗料の剥離作業における労働災害防止	当該工事において剥離剤を使用する作業における労働災害防止について、厚生労働省より「剥離剤を使用した塗料の剥離作業における労働災害防止について（一部改正）（令和4年5月18日付け 基安化発0518第1号）」に労働者の健康障害防止対策を1本の通達にまとめられているので、適切に履行すること。 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000149924.html					
											1	1	1	34	2	1	2. 工事等の履行中における熱中症の報告	受注者は、工事の施工中に熱中症等の自覚症状（又は疑いのある症状）が生じた場合には、直ちに監督職員に熱中症等速報より報告すること。					

R8. 8_土木工事共通仕様書_新旧表

旧条文（令和7年版）										新条文（令和8年版）													
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下
1	1	1	34	1	1	1. 環境保全						1	1	1	35	1	1	1. 環境保全					
						受注者は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（建設大臣官房技術参事官通達、昭和62年3月30日改正）、関連法令並びに仕様書の規定を遵守の上、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の問題については、施工計画及び工事の実施の各段階において十分に検討し、周辺地域の環境保全に努めなければならない。						1	1	1	35	6	1	6. 排出ガス対策型建設機械					
						受注者は、工事の施工にあたり表1-1-1に示す建設機械を使用する場合は、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成29年5月改正 法律第41号）」に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車、または、「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付建設省経機発第249号）」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程（最終改正 平成24年3月23日付国土交通省告示第318号）」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領（最終改訂平成28年8月30日付国総環リ第6号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械（以下「排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。						1	1	1	35	6	1	6. 排出ガス対策型建設機械					
						受注者は、トンネル坑内作業において表1-1-2に示す建設機械を使用する場合は、2011年以降の排出ガス基準に適合するものとして「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則」（令和6年4月改正経済産業省・国土交通省・環境省令第3号）16条第1項第2号もしくは第20条第1項第2号に定める表示が付された特定特殊自動車、または「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付建設省経機発第249号）」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領（最終改訂平成28年8月30日付国総環リ第6号）」に基づき指定されたトンネル工事用排出ガス対策型建設機械（以下「トンネル工事用排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。						1	1	1	35	6	3						
						受注者は、トンネル坑内作業において表1-1-2に示す建設機械を使用する場合は、2011年以降の排出ガス基準に適合するものとして「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則」（令和6年4月 経済産業省・国土交通省・環境省令第3号）16条第1項第2号もしくは第20条第1項第2号に定める表示が付された特定特殊自動車、または「排出ガス対策型建設機械指定要領の一部改正について」（平成22年3月18日国総施環第291号）もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成28年8月30日 国総環リ第6号）に基づき指定されたトンネル工事用排出ガス対策型建設機械（以下「トンネル工事用排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。						1	1	1	35	8	1	8. 低騒音型・低振動型建設機械					
						受注者は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（建設大臣官房技術参事官通達、昭和62年3月30日改正）によって低騒音型・低振動型建設機械を設計図書で使用を義務付けている場合には、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程（国土交通省告示、平成13年4月9日改正）に基づき指定された建設機械を使用しなければならない。ただし、施工時期・現場条件等により一部機種の変換が不可能な場合は、認定機種と同程度と認められる機種または対策をもって協議することができる。						1	1	1	37	5	1	5. 交通安全法令の遵守					
						受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通安全について、監督職員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（令和6年7月改正 内閣府・国土交通省令第4号）、道路工事現場における標示施設等の設置基準（建設省道路局長通知、昭和37年8月30日）、道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改正について（局長通知平成18年3月31日国道利37号・国道国防第205号）、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について（国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知平成18年3月31日国道利38号・国道国防第206号）及び道路工事保安施設設置基準（案）（建設省道路局国道第一課通知昭和47年2月）に基づき、安全対策を講じなければならない。						1	1	1	37	14	1	14. 通行許可等					
						受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令（令和3年7月改正 政令第198号）第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可、または道路法第47条の10に基づく通行可能経路の回答を得ていることを確認しなければならない。また、道路交通法施行令（令和6年9月改正 政令第272号）第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法（令和5年6月改正 法律第56号）第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。						1	1	1	37	16	3						
												1	1	1	37	19	1	19. 交通誘導システム等の活用					
												1	1	1	37	20	1	20. 自動車専用道路における規制標識（設置時、撤去時）について					
												1	1	1	37	20	2	(1) 安全施設の設置は、別表1「現道工事における保安施設配置図（案）」を標準とするが、現場の実状により路肩幅員が狭く、安全に設置することが困難な場合は、非常駐車帯又は路肩幅員の広い箇所への配置を検討し、警察（高速隊）と協議すること。					
												1	1	1	37	20	3	(2) 規制標識の設置時及び撤去時は、規制標識設置箇所の直近（車両の進行方向手前）の非常駐車帯に規制車（標識車）を配置し、通行車両に対して適切な注意喚起を行うこと。					
												1	1	1	37	20	4	(3) 規制標識の設置時及び撤去時、並びに規制標識設置箇所から移動する際には、1名以上の交通誘導警備員が通行車両に正対して常に監視を行い、旗等により通行車両に対して適切な注意喚起を行うこと。また、不測の事態が発生した場合には、笛等を用いて他の交通誘導警備員及び作業員に危険を知らせること。					
												1	1	1	37	20	5	(4) 規制標識の設置及び撤去作業は、常に風向き及び通過車両の風圧に留意し、不測の動揺を防止するため、2人以上で作業すること。					
												1	1	1	37	20	6	(5) 交通規制の準備時及び解除時においても、規制車（標識車）による表示を行い、通行車両への注意喚起を行うこと。					
						(3) 下請代金支払遅延等防止法（平成21年6月改正 法律第51号）						1	1	1	39	1	5	(3) 製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律（令和7年5月改正 法律第41号）					
						(5) 労働安全衛生法（令和元年6月改正 法律第37号）						1	1	1	39	1	7	(5) 労働安全衛生法（令和7年5月改正 法律第33号）					
						(6) 作業環境測定法（令和元年6月改正 法律第37号）						1	1	1	39	1	8	(6) 作業環境測定法（令和7年5月改正 法律第33号）					
						(9) 労働者災害補償保険法（令和2年6月改正 法律第40号）						1	1	1	39	1	11	(9) 労働者災害補償保険法（令和4年6月改正 法律第68号）					
						(10) 健康保険法（令和6年6月改正 法律第47号）						1	1	1	39	1	12	(10) 健康保険法（令和7年6月改正 法律第74号）					
						(11) 中小企業退職金共済法（令和2年6月改正 法律第40号）						1	1	1	39	1	13	(11) 中小企業退職金共済法（令和4年6月改正 法律第68号）					
						(13) 出入国管理及び難民認定法（令和5年12月改正 法律第84号）						1	1	1	39	1	15	(13) 出入国管理及び難民認定法（令和7年6月改正 法律第75号）					
						(14) 道路法（令和5年5月改正 法律第34号）						1	1	1	39	1	16	(14) 道路法（令和7年4月改正 法律第22号）					
						(15) 道路交通法（令和5年6月改正 法律第56号）						1	1	1	39	1	17	(15) 道路交通法（令和6年5月改正 法律第34号）					
						(16) 道路運送法（令和5年4月改正 法律第18号）						1	1	1	39	1	18	(16) 道路運送法（令和6年5月改正 法律第23号）					
						(18) 砂防法（平成25年11月改正 法律第76号）						1	1	1	39	1	20	(18) 砂防法（令和4年6月改正 法律第68号）					
						(22) 港湾法（令和4年11月改正 法律第87号）						1	1	1	39	1	24	(22) 港湾法（令和7年4月改正 法律第25号）					
						(23) 港則法（令和3年6月改正 法律第53号）						1	1	1	39	1	25	(23) 港則法（令和4年6月改正 法律第68号）					
						(25) 下水道法（令和4年5月改正 法律第44号）						1	1	1	39	1	27	(25) 下水道法（令和4年6月改正 法律第68号）					
						(26) 航空法（令和5年6月改正 法律第63号）						1	1	1	39	1	28	(26) 航空法（令和7年6月改正 法律第55号）					
						(29) 森林法（令和5年6月改正 法律第63号）						1	1	1	39	1	31	(29) 森林法（令和7年5月改正 法律第48号）					
						(31) 火薬類取締法（令和元年6月改正 法律第37号）						1	1	1	39	1	33	(31) 火薬類取締法（令和4年6月改正 法律第68号）					
						(32) 大気汚染防止法（令和2年6月改正 法律第39号）						1	1	1	39	1	34	(32) 大気汚染防止法（令和4年6月改正 法律第68号）					
						(33) 騒音規制法（平成26年6月改正 法律第72号）						1	1	1	39	1	35	(33) 騒音規制法（令和4年6月改正 法律第68号）					
						(34) 水質汚濁防止法（平成29年6月改正 法律第45号）						1	1	1	39	1	36	(34) 水質汚濁防止法（令和4年6月改正 法律第68号）					
						(35) 湖沼水質保全特別措置法（平成26年6月改正 法律第72号）						1	1	1	39	1	37	(35) 湖沼水質保全特別措置法（令和4年6月改正 法律第68号）					

R8. 8_土木工事共通仕様書_新旧表

旧条文（令和7年版）												新条文（令和8年版）														
編	章	節	条	項	項以下	編章節条項以下	編	章	節	条	項	項以下	編章節条項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	
1	1	1	38	1	38	(36) 振動規制法（平成26年6月改正 法律第72号）	1	1	1	39	1	38	(36) 振動規制法（令和4年6月改正 法律第68号）	1	1	1	39	1	38	(36) 振動規制法（令和4年6月改正 法律第68号）	1	1	1	39	1	38
1	1	1	38	1	39	(37) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（令和元年6月改正 法律第37号）	1	1	1	39	1	39	(37) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（令和4年6月改正 法律第68号）	1	1	1	39	1	39	(37) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（令和4年6月改正 法律第68号）	1	1	1	39	1	39
1	1	1	38	1	40	(38) 文化財保護法（令和3年4月改正 法律第22号）	1	1	1	39	1	40	(38) 文化財保護法（令和4年6月改正 法律第68号）	1	1	1	39	1	40	(38) 文化財保護法（令和4年6月改正 法律第68号）	1	1	1	39	1	40
1	1	1	38	1	45	(43) 建築基準法（令和6年6月改正 法律第53号）	1	1	1	39	1	45	(43) 建築基準法（令和7年5月改正 法律第35号）	1	1	1	39	1	45	(43) 建築基準法（令和7年5月改正 法律第35号）	1	1	1	39	1	45
1	1	1	38	1	47	(45) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（令和3年5月改正 法律第37号）	1	1	1	39	1	47	(45) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（令和4年6月改正 法律第68号）	1	1	1	39	1	47	(45) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（令和4年6月改正 法律第68号）	1	1	1	39	1	47
1	1	1	38	1	48	(46) 土壌汚染対策法（平成29年6月改正 法律第45号）	1	1	1	39	1	48	(46) 土壌汚染対策法（令和4年6月改正 法律第68号）	1	1	1	39	1	48	(46) 土壌汚染対策法（令和4年6月改正 法律第68号）	1	1	1	39	1	48
1	1	1	38	1	55	(53) 船舶安全法（令和3年5月改正 法律43号）	1	1	1	39	1	55	(53) 船舶安全法（令和4年6月改正 法律第68号）	1	1	1	39	1	55	(53) 船舶安全法（令和4年6月改正 法律第68号）	1	1	1	39	1	55
1	1	1	38	1	56	(54) 自然環境保全法（平成31年4月改正 法律第20号）	1	1	1	39	1	56	(54) 自然環境保全法（令和4年6月改正 法律第68号）	1	1	1	39	1	56	(54) 自然環境保全法（令和4年6月改正 法律第68号）	1	1	1	39	1	56
1	1	1	38	1	57	(55) 自然公園法（令和3年5月改正 法律第29号）	1	1	1	39	1	57	(55) 自然公園法（令和4年6月改正 法律第68号）	1	1	1	39	1	57	(55) 自然公園法（令和4年6月改正 法律第68号）	1	1	1	39	1	57
1	1	1	38	1	58	(56) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（令和6年6月改正 法律第54号）	1	1	1	39	1	58	(56) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（令和6年12月改正 法律第49号）	1	1	1	39	1	58	(56) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（令和6年12月改正 法律第49号）	1	1	1	39	1	58
1	1	1	38	1	61	(59) 技術士法（令和元年6月改正 法律第37号）	1	1	1	39	1	61	(59) 技術士法（令和4年6月改正 法律第68号）	1	1	1	39	1	61	(59) 技術士法（令和4年6月改正 法律第68号）	1	1	1	39	1	61
1	1	1	38	1	63	(61) 空港法（令和4年6月改正 法律第62号）	1	1	1	39	1	63	(61) 空港法（令和4年6月改正 法律第68号）	1	1	1	39	1	63	(61) 空港法（令和4年6月改正 法律第68号）	1	1	1	39	1	63
1	1	1	38	1	64	(62) 計量法（平成26年6月改正 法律第69号）	1	1	1	39	1	64	(62) 計量法（令和4年6月改正 法律第68号）	1	1	1	39	1	64	(62) 計量法（令和4年6月改正 法律第68号）	1	1	1	39	1	64
1	1	1	38	1	66	(64) 航路標識法（令和3年6月改正 法律第53号）	1	1	1	39	1	66	(64) 航路標識法（令和4年6月改正 法律第68号）	1	1	1	39	1	66	(64) 航路標識法（令和4年6月改正 法律第68号）	1	1	1	39	1	66
1	1	1	38	1	67	(65) 資源の有効な利用の促進に関する法律（令和4年5月改正 法律第46号）	1	1	1	39	1	67	(65) 資源の有効な利用の促進に関する法律（令和7年6月改正 法律第52号）	1	1	1	39	1	67	(65) 資源の有効な利用の促進に関する法律（令和7年6月改正 法律第52号）	1	1	1	39	1	67
1	1	1	38	1	68	(66) 最低賃金法（平成24年4月改正 法律第27号）	1	1	1	39	1	68	(66) 最低賃金法（令和4年6月改正 法律第68号）	1	1	1	39	1	68	(66) 最低賃金法（令和4年6月改正 法律第68号）	1	1	1	39	1	68
1	1	1	38	1	69	(67) 職業安定法（令和4年3月改正 法律第12号）	1	1	1	39	1	69	(67) 職業安定法（令和6年6月改正 法律第50号）	1	1	1	39	1	69	(67) 職業安定法（令和6年6月改正 法律第50号）	1	1	1	39	1	69
1	1	1	38	1	70	(68) 所得税法（令和6年5月改正 法律第26号）	1	1	1	39	1	70	(68) 所得税法（令和7年6月改正 法律第74号）	1	1	1	39	1	70	(68) 所得税法（令和7年6月改正 法律第74号）	1	1	1	39	1	70
1	1	1	38	1	71	(69) 水産資源保護法（平成30年12月改正 法律第95号）	1	1	1	39	1	71	(69) 水産資源保護法（令和4年6月改正 法律第68号）	1	1	1	39	1	71	(69) 水産資源保護法（令和4年6月改正 法律第68号）	1	1	1	39	1	71
1	1	1	38	1	72	(70) 船員保険法（令和6年6月改正 法律第47号）	1	1	1	39	1	72	(70) 船員保険法（令和7年6月改正 法律第80号）	1	1	1	39	1	72	(70) 船員保険法（令和7年6月改正 法律第80号）	1	1	1	39	1	72
1	1	1	38	1	73	(71) 著作権法（令和6年6月改正 法律第55号）	1	1	1	39	1	73	(71) 著作権法（令和7年4月改正 法律第27号）	1	1	1	39	1	73	(71) 著作権法（令和7年4月改正 法律第27号）	1	1	1	39	1	73
1	1	1	38	1	74	(72) 電波法（令和5年12月改正 法律第87号）	1	1	1	39	1	74	(72) 電波法（令和7年4月改正 法律第27号）	1	1	1	39	1	74	(72) 電波法（令和7年4月改正 法律第27号）	1	1	1	39	1	74
1	1	1	38	1	75	(73) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（令和4年4月改正 法律第32号）	1	1	1	39	1	75	(73) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（令和4年6月改正 法律第68号）	1	1	1	39	1	75	(73) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（令和4年6月改正 法律第68号）	1	1	1	39	1	75
1	1	1	38	1	79	(77) 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成29年5月改正 法律第41号）	1	1	1	39	1	79	(77) 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（令和4年6月改正 法律第68号）	1	1	1	39	1	79	(77) 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（令和4年6月改正 法律第68号）	1	1	1	39	1	79
1	1	1	38	1	82	(80) 個人情報の保護に関する法律（令和5年11月改正 法律第79号）	1	1	1	39	1	82	(80) 個人情報の保護に関する法律（令和6年6月改正 法律第46号）	1	1	1	39	1	82	(80) 個人情報の保護に関する法律（令和6年6月改正 法律第46号）	1	1	1	39	1	82
1	1	1	42	1	1	1. 工事災害の報告 受注者は、災害発生後直ちに被害の詳細な状況を把握し、当該被害が契約約款第29条の規定の適用を受けると思われる場合には、直ちに「工事災害通知書」を監督職員を通じて発注者に通知しなければならない。	1	1	1	43	1	1	1. 工事災害の報告 受注者は、災害発生後直ちに被害の詳細な状況を把握し、当該被害が契約約款第29条の規定の適用を受けると思われる場合には、直ちに「天災その他の不可抗力による損害について（通知）」を監督職員を通じて発注者に通知しなければならない。	1	1	1	43	1	1	1. 工事災害の報告 受注者は、災害発生後直ちに被害の詳細な状況を把握し、当該被害が契約約款第29条の規定の適用を受けると思われる場合には、直ちに「天災その他の不可抗力による損害について（通知）」を監督職員を通じて発注者に通知しなければならない。	1	1	1	43	1	1
1	1	1	43	3	1	3. 著作権法に規定される著作物 発注者が、引渡しを受けた契約の目的物が著作権法（令和6年6月改正法律第55号第2条第1項第1号）に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属するものとする。	1	1	1	44	3	1	3. 著作権法に規定される著作物 発注者が、引渡しを受けた契約の目的物が著作権法（令和7年4月改正法律第27号）に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属するものとする。	1	1	1	44	3	1	3. 著作権法に規定される著作物 発注者が、引渡しを受けた契約の目的物が著作権法（令和7年4月改正法律第27号）に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属するものとする。	1	1	1	44	3	1
1	1	2	11	1	1	1. 法令順守 1-1-1-21 建設副産物に規定されている「関係法令等」とは、「建設副産物適正処理実施要領（広島県制定令和6年6月1日改正）」、「再生資源利用促進実施要領（広島県制定令和5年5月26日改正）」をいう。	1	1	2	11	1	1	1. 法令順守 1-1-1-21 建設副産物に規定されている「関係法令等」とは、「建設副産物適正処理実施要領（広島県制定令和8年8月1日改正）」、「再生資源利用促進実施要領（広島県制定令和8年8月1日改正）」をいう。	1	1	2	11	1	1	1. 法令順守 1-1-1-21 建設副産物に規定されている「関係法令等」とは、「建設副産物適正処理実施要領（広島県制定令和8年8月1日改正）」、「再生資源利用促進実施要領（広島県制定令和8年8月1日改正）」をいう。	1	1	2	11	1	1
1	1	3	3	4	1	4. 雇用関係の確認 「現場代理人及び主任技術者等指名（変更）届」には、現場代理人及び主任技術者又は監理技術者と受注者との雇用関係が確認できるもの（健康保険証の写し等）を添付しなければならない。健康保険証の写しを提出する場合は、保険者番号及び被保険者等記号・番号を復元ができない程度にマスキングを施すこと。	1	1	3	3	4	1	4. 雇用関係の確認 「現場代理人及び主任技術者等指名（変更）届」には、現場代理人及び主任技術者又は監理技術者と受注者との雇用関係が確認できるもの（健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写しや所属会社の雇用証明書の写し等）を添付しなければならない。添付資料の写しを提出する場合は、住所及び個人が特定できる項目を復元ができない程度にマスキングを施すこと。	1	1	3	3	4	1	4. 雇用関係の確認 「現場代理人及び主任技術者等指名（変更）届」には、現場代理人及び主任技術者又は監理技術者と受注者との雇用関係が確認できるもの（健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写しや所属会社の雇用証明書の写し等）を添付しなければならない。添付資料の写しを提出する場合は、住所及び個人が特定できる項目を復元ができない程度にマスキングを施すこと。	1	1	3	3	4	1
1	1	3	10	1	1	(1) 現場環境改善及び地域連携の実施にあたっては、工事規模、地域の状況等を踏まえ工事現場に即した内容を原則5つ（1項目ずつ、いずれか1項目のみ2内容）設定し、実施内容を施工計画書に記載するものとする。	1	1	3	10	1	1	(1) 工事現場の現場環境改善等は、地域との積極的なコミュニケーションを図りつつそこで働く関係者の意識を高めるとともに関係者の作業環境を整えることにより、公共事業の円滑な執行に資することを目的とするものである。よって、受注者は施工に際し、この趣旨を理解し発注者と協力しつつ地域との連携を図り、適正に工事を実施するものとする。	1	1	3	10	1	1	(1) 工事現場の現場環境改善等は、地域との積極的なコミュニケーションを図りつつそこで働く関係者の意識を高めるとともに関係者の作業環境を整えることにより、公共事業の円滑な執行に資することを目的とするものである。よって、受注者は施工に際し、この趣旨を理解し発注者と協力しつつ地域との連携を図り、適正に工事を実施するものとする。	1	1	3	10	1	1
							1	1	3	10	1	2	(2) 現場環境改善等の実施にあたっては、次の項目毎に1項目程度を実施するものとする。 （各項目は実施する内容の例）	1	1	3	10	1	2	(2) 現場環境改善等の実施にあたっては、次の項目毎に1項目程度を実施するものとする。 （各項目は実施する内容の例）	1	1	3	10	1	2
							1	1	3	10	1	3	(3) 現場環境改善等の具体的な内容・実施時期については、工事規模・地域の状況を踏まえ工事現場に即した内容及び実施項目数を設定後、施工計画書に記載するものとし、監督職員は実施状況について確認すること。	1	1	3	10	1	3	(3) 現場環境改善等の具体的な内容・実施時期については、工事規模・地域の状況を踏まえ工事現場に即した内容及び実施項目数を設定後、施工計画書に記載するものとし、監督職員は実施状況について確認すること。	1	1	3	10	1	3
							1	1	3	12	0	1	1-1-3-12 六価クロム溶出試験及びタンクリーチング試験	1	1	3	12	0	1	1-1-3-12 六価クロム溶出試験及びタンクリーチング試験	1	1	3	12	0	1
							1	1	3	12	1	1	当該工事が「セメント及びセメント系固化剤を使用した改良土の六価クロム溶出試験実施要領（案）」の表-1の工種が含まれている場合、六価クロム溶出試験及びタンクリーチング試験を実施し、試験結果（計量証明）を監督職員に提出するものとする。 https://www.mlit.go.jp/tec/tec_fr_000137.html	1	1	3	12	1	1	当該工事が「セメント及びセメント系固化剤を使用した改良土の六価クロム溶出試験実施要領（案）」の表-1の工種が含まれている場合、六価クロム溶出試験及びタンクリーチング試験を実施し、試験結果（計量証明）を監督職員に提出するものとする。 https://www.mlit.go.jp/tec/tec_fr_000137.html	1	1	3	12	1	1
							1	1	3	12	1	2	それぞれの試験の対象工種及び検体数は特記仕様書によるものとする。 なお、試験方法は上記実施要領（案）によるものとする。ただし、検液の作成にあたっては、「土壌汚染に係る環境基準について」（平成3年8月23日環境庁告示第46号）の一部改正（平成30年9月18日環境省告示第77号、平成31年4月1日施行）に伴い明確化された検液の作成方法によるものとする。	1	1	3	12	1	2	それぞれの試験の対象工種及び検体数は特記仕様書によるものとする。 なお、試験方法は上記実施要領（案）によるものとする。ただし、検液の作成にあたっては、「土壌汚染に係る環境基準について」（平成3年8月23日環境庁告示第46号）の一部改正（平成30年9月18日環境省告示第77号、平成31年4月1日施行）に伴い明確化された検液の作成方法によるものとする。	1	1	3	12	1	2
							1	1	3	12	1	3	また、土質条件、施工条件等により検体数に変更が生じた場合は、監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。	1	1	3	12	1	3	また、土質条件、施工条件等により検体数に変更が生じた場合は、監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。	1	1	3	12	1	3
							1	1	3	13	0	1	1-1-3-13 機械式鉄筋継手の施工	1	1	3	13	0	1	1-1-3-13 機械式鉄筋継手の施工	1	1	3	13	0	1
							1	1	3	13	1	1	受注者は、コンクリート構造物のせん断補強鉄筋（横拘束鉄筋含む）の施工にあたっては、「機械式鉄筋定着工法の配筋設計ガイドライン（機械式鉄筋定着工法技術検討委員会 平成28年7月）」によるものとする。 https://www.mlit.go.jp/common/001184141.pdf	1	1	3	13	1	1	受注者は、コンクリート構造物のせん断補強鉄筋（横拘束鉄筋含む）の施工にあたっては、「機械式鉄筋定着工法の配筋設計ガイドライン（機械式鉄筋定着工法技術検討委員会 平成28年7月）」によるものとする。 https://www.mlit.go.jp/common/001184141.pdf	1	1	3	13	1	1
							1	1	3	13	1	2	受注者は、現場打ちコンクリート構造物の軸方向鉄筋の施工にあたっては、「現場打ちコンクリート構造物に適用する機械式鉄筋継手工法ガイドライン（機械式鉄筋定着工法技術検討委員会 平成29年3月）」によるものとする。なお、スターラップや帯鉄筋等のせん断鉄筋に機械式鉄筋継手工法を適用する場合は、同ガイドラインに準じてよい。 https://www.mlit.go.jp/common/001186458.pdf	1	1	3	13	1	2	受注者は、現場打ちコンクリート構造物の軸方向鉄筋の施工にあたっては、「現場打ちコンクリート構造物に適用する機械式鉄筋継手工法ガイドライン（機械式鉄筋定着工法技術検討委員会 平成29年3月）」によるものとする。なお、スターラップや帯鉄筋等のせん断鉄筋に機械式鉄筋継手工法を適用する場合は、同ガイドラインに準じてよい。 https://www.mlit.go.jp/common/001186458.pdf	1	1	3	13	1	2
							1	1	3	13	1	3	なお、機械式鉄筋定着工法に使用する定着体の種類については、建設技術審査証明を受けたものでなければならない。 受注者は、次の[1]～[4]を前提とするプレキャスト部材の接合部の施工にあたっては、「プレキャストコンクリート構造物に適用する機械式鉄筋継手工法ガイドライン（道路プレキャストコンクリート工技術委員会ガイドライン検討小委員会 平成31年1月）」によるものとする。	1	1	3	13	1	3	なお、機械式鉄筋定着工法に使用する定着体の種類については、建設技術審査証明を受けたものでなければならない。 受注者は、次の[1]～[4]を前提とするプレキャスト部材の接合部の施工にあたっては、「プレキャストコンクリート構造物に適用する機械式鉄筋継手工法ガイドライン（道路プレキャストコンクリート工技術委員会ガイドライン検討小委員会 平成31年1月）」によるものとする。	1	1	3	13	1	3
							1	1	3	13	1	4	[1]部材断面内にある鉄筋継手であること	1	1	3	13	1	4	[1]部材断面内にある鉄筋継手であること	1	1	3	13	1	4
							1	1	3	13	1	5	[2]塑性ヒンジ区間内でないこと	1	1	3	13	1	5	[2]塑性ヒンジ区間内でないこと	1	1	3	13	1	5
							1	1	3	13	1	6	[3]疲労の影響を受けないこと	1	1	3	13	1	6	[3]疲労の影響を受けないこと	1	1	3	13	1	6
							1	1	3	13	1	7	[4]ヒンジになり得るように設計された区間内でないこと	1	1	3	13	1	7	[4]ヒンジになり得るように設計された区間内でないこと	1	1	3	13	1	7
							1	1	3	13	1	8	機械式鉄筋定着工法に使用する定着体の種類については、次の[1]～[3]を満足するものでなければならない。	1	1	3	13	1	8	機械式鉄筋定着工法に使用する定着体の種類については、次の[1]～[3]を満足するもので						

R8. 8_土木工事共通仕様書_新旧表

旧条文（令和7年版）										新条文（令和8年版）																																	
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下																				
編章節条 (項目見出し)						現行条文						編章節条 (項目見出し)						新条文																									
1	1	5	4	0	1	1-1-5-4	施工体制台帳																																				
1	1	5	4	1	1		施工体制台帳は、紙で提出するものとする。																																				
1	1	5	7	1	1		1-1-1-24 工事完成検査 1. 工事完成通知書の提出に規定されている工事完成通知書とは、工事完成届をいう。 また、工期の終期日の 13 日前までに監督職員に提出しなければならない。					1	1	5	6	1	1		1-1-1-24 工事完成検査 1. 工事完成通知書の提出に規定されている工事完成通知書とは、工事完成届をいう。 また、受注者は、特記仕様書に定める工事の完成期限までに、これを監督職員に提出しなければならない。																								
1	1	6	10	0	1		週休二日の対応																																				
1	1	6	10	1	1		受注者は、週休二日適用工事を実施する場合、特記仕様書の定めによるものとする。																																				
												1	1	11	5	0	1	1-1-11-5	着手届及び竣工届																								
												1	1	11	5	1	1		受注者は、契約後坂町が指定する様式により工事着手届を提出しなければならない。また、工事竣工時においても工事竣工届を提出しなければならない。																								
1	1	12	5	1	1		1-1-1-27 施工管理に規定されている「土木工事施工管理基準（出来形管理基準及び品質管理基準）」及び「写真管理基準」とは、「土木工事施工管理基準」（令和7年8月）広島県及び「写真管理基準」（令和7年8月）広島県をいう。					1	1	12	5	1	1		1-1-1-27 施工管理に規定されている「土木工事施工管理基準（出来形管理基準及び品質管理基準）」及び「写真管理基準」とは、「土木工事施工管理基準」（令和8年8月）広島県及び「写真管理基準」（令和8年8月）広島県をいう。																								
												1	2	2	0	0	3		自然由来の重金属等の対応にあたっては、「建設工事における自然由来重金属等含有岩石・土壌への対応マニュアル（2023 年版）（令和5年3月29日）建設工事における自然由来重金属等含有岩石・土壌への対応マニュアル改定委員会」によるものとする。																								
1	2	2	0	0	9		国土交通省 建設副産物適正処理推進要綱（平成14年5月）					1	2	2	0	0	9		国土交通省 建設副産物適正処理推進要綱の改正について（平成14年5月）																								
1	2	2	0	0	15		日本道路協会 道路土工構造物技術基準・同解説（平成29年3月）					1	2	2	0	0	15		日本道路協会 道路土工構造物技術基準・同解説（令和7年11月）																								
1	2	4	1	3								1	2	4	1	3	2		特に、橋台躯体背面部では、基礎地盤及び橋台躯体背面部の安定性、降雨等に対する排水性を確保できるように、使用する材料及び構造特性に応じて適切な施工の方法及び順序等に基づいて施工しなければならない、橋梁接続区間では、速やかな排水や構造物の状態に配慮しながら、必要な記録を残さなければならない。																								
1	2	4	1	3	2		なお、構造物取付け部の範囲は、「道路橋示方書・同解説（IV 下部構造編）7.9 橋台背面アプローチ部」（日本道路協会、平成29年11月）及び「道路土工－盛土工指針 4-10 盛土と他の構造物との取付け部の構造」（日本道路協会、平成22年4月）を参考とする。					1	2	4	1	3	3		なお、構造物取付け部の範囲は、「道路橋示方書・同解説（IV 下部構造編）11 章 橋台躯体背面部 12 章 橋梁接続区間など」（日本道路協会、令和7年10月）及び「道路土工－盛土工指針 4-10 盛土と他の構造物との取付け部の構造」（日本道路協会、平成22年4月）を参考とする。																								
1	2	4	1	12	1	12. 建設発生土の土質区分	建設発生土の土質区分については、「発生土利用基準について」（平成18年8月10日付国官技第112号、国官総第309号、国営計第59号）による。					1	2	4	1	12	1	12. 建設発生土の土質区分	建設発生土の土質区分については、「発生土利用基準について」（平成18年8月10日 国官技第112号、国官総第309号、国営計第59号）による。																								
1	3	1	0	4	1	4. アルカリシリカ反応抑制対策	受注者は、コンクリートの使用にあたって「アルカリ骨材反応抑制対策について」（国土交通省大臣官房技術審議官、国土交通省大臣官房技術参事官、国土交通省航空局飛行場部長通達、平成14年7月31日）及び「「アルカリ骨材反応抑制対策について」の運用について」（国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省港湾局環境・技術課長、国土交通省航空局飛行場部建設課長通達、平成14年7月31日）を遵守し、アルカリシリカ反応抑制対策の適合を確かめなければならない。					1	3	1	0	4	1	4. アルカリシリカ反応抑制対策	受注者は、コンクリートの使用にあたって「アルカリ骨材反応抑制対策について」（平成14年7月31日 国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号）及び「「アルカリ骨材反応抑制対策について」の運用について」（平成14年7月31日 国官技第113号、国港環第36号、国空建第79号）を遵守し、アルカリシリカ反応抑制対策の適合を確かめなければならない。																								
1	3	3	2	1	2	(1)	(1) JIS マーク表示認証製品を製造している工場（産業標準化法（平成30年5月改正 法律第33号）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により製品に JIS マーク表示する認証を受けた製品を製造している工場）で、かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技士等）が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場（全国生コンクリート品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場等）から選定しなければならない。					1	3	3	3	1	2	(1)	(1) JIS マーク表示認証製品を製造している工場（産業標準化法（令和4年6月改正 法律第68号）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により製品に JIS マーク表示する認証を受けた製品を製造している工場）で、かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技士等）が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場（全国生コンクリート品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場等）から選定しなければならない。																								
1	3	3	2	1	3	(2)	(2) JIS マーク表示認証製品を製造している工場（産業標準化法（平成30年5月改正 法律第33号）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により製品に JIS マーク表示する認証を受けた製品を製造している工場）が工事現場近くに見あたらない場合は、使用する工場について、設計図書に指定したコンクリートの品質が得られることを確かめたうえ、その資料により監督職員の確認を得なければならない。					1	3	3	3	1	3	(2)	(2) JIS マーク表示認証製品を製造している工場（産業標準化法（令和4年6月改正 法律第68号）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により製品に JIS マーク表示する認証を受けた製品を製造している工場）が工事現場近くに見あたらない場合は、使用する工場について、設計図書に指定したコンクリートの品質が得られることを確かめたうえ、その資料により監督職員の確認を得なければならない。																								
1	3	3	3	1	1	1. 一般事項	受注者は、コンクリートの配合において、設計図書の規定のほか、構造物の目的に必要な強度、耐久性、ひび割れ抵抗性、鋼材を保護する性能、水密性及び作業に適するワーカビリティが得られる範囲内で単位水量を少なくするように定めなければならない。					1	3	3	4	1	1	1. 一般事項	受注者は、コンクリートの配合において、設計図書の規定のほか、構造物の目的に必要な強度、耐久性、ひび割れ抵抗性、鋼材を保護する性能、水密性及び作業に適するワーカビリティが得られる範囲内で単位水量を小さくするように定めなければならない。																								
1	3	6	4	1	1	1. 一般事項	受注者は、コンクリートを速やかに運搬し、直ちに打込み、十分に締固めなければならない。練混ぜから打ち終わるまでの時間は、原則として外気温が 25℃を超える場合で 1.5 時間、25℃以下の場合で 2 時間を超えないものとし、かつコンクリートの運搬時間（練り混ぜ開始から荷卸し地点に到着するまでの時間）は 1.5 時間以内としなければならない。これ以外で施工する可能性がある場合は、監督職員と協議しなければならない。					1	3	6	4	1	1	1. 一般事項	受注者は、コンクリートを速やかに運搬し、直ちに打込み、十分に締固めなければならない。練混ぜから打ち終わるまでの時間は、原則として外気温が日平均で 25℃を超える場合で 1.5 時間、25℃以下の場合で 2 時間以内とし、かつコンクリートの運搬時間（練り混ぜ開始から荷卸し地点に到着するまでの時間）は 1.5 時間以内としなければならない。これ以外で施工する可能性がある場合は、監督職員と協議しなければならない。																								
												1	3	7	1	6	1	6. エポキシ樹脂塗装鉄筋の仕様	エポキシ樹脂塗装鉄筋の仕様は、(社) 土木学会「エポキシ樹脂塗装鉄筋を用いる鉄筋コンクリートの設計施工指針[改訂版]」による。																								
1	3	7	3	4	1	4. 曲げ戻しの禁止	受注者は、原則として曲げ加工した鉄筋を曲げ戻してはならない。					1	3	7	3	4	1	4. 曲げ戻しの禁止	受注者は、曲げ加工した鉄筋を曲げ戻してはならない。																								
1	3	8	2	2	1	2. 面取り	受注者は、特に定めのない場合はコンクリートのかどに面取りができる型枠を使用しなければならない。					1	3	8	2	2	1	2. 面取り	受注者は、コンクリートのかどに面取りができる型枠を使用しなければならない。																								
												2	2	2	7	3	1	3. フィルター層用材料（再生砂）	フィルター層用材料（再生砂）の粒度は次のとおりとする。 <table><tr><th>項目</th><th>規格値</th></tr><tr><td>75μm ふるい通過量</td><td>6%以下</td></tr></table>					項目	規格値	75μm ふるい通過量	6%以下																
項目	規格値																																										
75μm ふるい通過量	6%以下																																										
												2	2	6	1	10	1	10. 無収縮モルタル	無収縮モルタルの配合は次のとおりとする。 <table><tr><th colspan="5">1m3 当り</th></tr><tr><th>名称</th><th>規格</th><th>単位</th><th>数量</th><th>備考</th></tr><tr><td>無収縮剤</td><td>セメント系プレミックスタイプ</td><td>kg</td><td>1.875</td><td></td></tr><tr><td>水</td><td></td><td>L</td><td>338</td><td></td></tr></table>					1m3 当り					名称	規格	単位	数量	備考	無収縮剤	セメント系プレミックスタイプ	kg	1.875		水		L	338	
1m3 当り																																											
名称	規格	単位	数量	備考																																							
無収縮剤	セメント系プレミックスタイプ	kg	1.875																																								
水		L	338																																								
2	2	7	1	3	1	3. アルカリシリカ反応抑制対策	受注者は、セメントコンクリート製品の使用にあたって「アルカリ骨材反応抑制対策について」（国土交通大臣官房技術審議官通達、平成14年7月31日）及び「「アルカリ骨材反応抑制対策について」の運用について」（国土交通省大臣官房技術調査課長通達、平成14年7月31日）を遵守し、アルカリシリカ反応抑制対策の適合を確認した資料を監督職員に提出しなければならない。					2	2	7	1	3	1	3. アルカリシリカ反応抑制対策	受注者は、セメントコンクリート製品の使用にあたって「アルカリ骨材反応抑制対策について」（平成14年7月31日 国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号）及び「「アルカリ骨材反応抑制対策について」の運用について」（平成14年7月31日 国官技第113号、国港環第36号、国空建第79号）を遵守し、アルカリシリカ反応抑制対策の適合を確認した資料を監督職員に提出しなければならない。																								
2	2	8	3	0	2		再生用添加剤の品質は、労働安全衛生法施行令（令和5年9月改正 政令第276号）に規定されている特定化学物質を含まないものとし、表 2-2-25、表 2-2-26、表 2-2-27 の規格に適合するものとする。					2	2	8	3	0	2		再生用添加剤の品質は、労働安全衛生法施行令（令和7年10月改正 政令第361号）に規定されている特定化学物質を含まないものとし、表 2-2-25、表 2-2-26、表 2-2-27 の規格に適合するものとする。																								
3	1	1	7	6	2		なお、受注者は、地質データ、試験結果等については、地質・土質調査業務共通仕様書（案）（建設省技調発第92号平成3年3月30日（一部改定国官技第873号令和6年3月））の第118条成果物の提出に基づいて地盤情報データベースに登録しなければならない。					3	1	1	7	6	2		なお、受注者は、地質データ、試験結果等については、「地質・土質調査業務共通仕様書（案）」（建設省技調発第92号平成3年3月30日（一部改定 国官技第495号令和8年3月））の第118条成果物の提出に基づいて地盤情報データベースに登録しなければならない。																								
3	2	2	0	0	4		日本道路協会 道路橋示方書・同解説（I 共通編）（平成29年11月）					3	2	2	0	0	4		日本道路協会 道路橋示方書・同解説（I 共通編）（令和7年10月）																								
3	2	2	0	0	5		日本道路協会 道路橋示方書・同解説（II 鋼橋・鋼部材編）（平成29年11月）					3	2	2	0	0	5		日本道路協会 道路橋示方書・同解説（II 鋼部材・鋼上部構造編）（令和7年10月）																								

R8. 8_土木工事共通仕様書_新旧表

旧条文（令和7年版）										新条文（令和8年版）									
編	章	節	条	項	項以下	編章節条項以下	編	章	節	条	項	項以下	編章節条項以下	編	章	節	条	項	項以下
3	2	2	0	0	6		3	2	2	0	0	6		3	2	2	0	0	6
3	2	2	0	0	16		3	2	2	0	0	16		3	2	2	0	0	16
3	2	2	0	0	33		3	2	2	0	0	33		3	2	2	0	0	33
3	2	2	0	0	40		3	2	2	0	0	40		3	2	2	0	0	40
3	2	2	0	0	44		3	2	2	0	0	44		3	2	2	0	0	44
3	2	3	13	3	12	(8)	3	2	3	13	3	12	(8)	3	2	3	13	3	12
							3	2	3	13	4	21	(8)						
3	2	4	5	19	1	19. 泥水処理	3	2	4	5	19	1	19. 泥水処理						
3	2	7	4	6	1	6. 配合試験	3	2	7	4	6	1	6. 配合試験						
3	2	7	9	10	1	10. 施工管理等	3	2	7	9	10	1	10. 施工管理等						
3	2	11	2	2	1	2. 軽量材の損傷防止	3	2	11	2	2	1	2. 軽量材の損傷防止						
3	2	12	2	3	6	(2)	3	2	12	2	3	6	(2)						
3	2	12	3	1	17	[6]	3	2	12	3	1	17	[6]						
3	2	12	3	1	20	[7]	3	2	12	3	1	20	[7]						
3	2	12	3	1	22		3	2	12	3	1	22							
3	2	12	3	1			3	2	12	3	1	43	1)						
3	2	12	3	1	45	3)	3	2	12	3	1	46	4)						
3	2	12	3	1	131		3	2	12	3	1	132							
3	2	12	3	2	5	[1]	3	2	12	3	2	5	[1]						
3	2	12	3	2	6		3	2	12	3	2	6							
3	2	18	2	1	6		3	2	18	2	1	6							
6	3	2	0	2	5		6	3	2	0	2	5							
6	3	2	0	5	7		6	3	2	0	5	7							
6	4	2	0	0	6		6	4	2	0	0	6							
6	4	2	0	0	7		6	4	2	0	0	7							
6	4	2	0	0	8		6	4	2	0	0	8							
6	4	2	0	0	9		6	4	2	0	0	9							
6	5	1	0	5	1	5. 適用規定（3）	6	5	1	0	5	1	5. 適用規定（3）						
6	5	2	0	5	7		6	5	2	0	5	7							
6	5	2	0	5	8		6	5	2	0	5	8							
6	5	2	0	5	9		6	5	2	0	5	9							
6	5	2	0	5	10		6	5	2	0	5	10							
7	1	2	0	0	6		7	1	2	0	0	6							
7	2	2	0	0	6		7	2	2	0	0	6							
7	3	2	0	0	6		7	3	2	0	0	6							
8	1	2	0	0	6		8	1	2	0	0	6							
8	1	2	0	0	7		8	1	2	0	0	7							
10	1	2	0	0	4		10	1	2	0	0	4							
10	2	9	2	4	1	4. 補強材の取付	10	2	9	2	4	1	4. 補強材の取付						
10	3	2	0	0	4		10	3	2	0	0	4							
10	3	2	0	0	5		10	3	2	0	0	5							

R8. 8_土木工事共通仕様書_新旧表

旧条文（令和7年版）										新条文（令和8年版）													
編	章	節	条	項	項以下	編章節条 (項目見出し)				編	章	節	条	項	項以下	編章節条 (項目見出し)				新条文			
10	3	2	0	0	6		日本道路協会 道路橋示方書・同解説（IV 下部構造編）（平成29年11月）				10	3	2	0	0	6		日本道路協会 道路橋示方書・同解説（IV 下部構造編）（令和7年10月）					
10	3	2	0	0	7		日本道路協会 道路橋示方書・同解説（V 耐震設計編）（平成29年11月）				10	3	2	0	0	7		日本道路協会 道路橋示方書・同解説（V 上下部接続部編）（令和7年10月）					
10	3	8	10	1	1	1. 適用規定	受注者は、橋脚架設工の施工については、3-2-13-3 架設工（クレーン架設）、「道路橋示方書・同解説（II 鋼橋・鋼部材編）第20章 施工」（日本道路協会、平成29年11月）の規定による。これ以外の施工方法による場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。				10	3	8	10	1	1	1. 適用規定	受注者は、橋脚架設工の施工については、3-2-13-3 架設工（クレーン架設）、「道路橋示方書・同解説 II 鋼部材・鋼上部構造編）第17章施工」（日本道路協会、令和7年10月）の規定による。これ以外の施工方法による場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。					
10	3	8	11	2	1	2. 適用規定（2）	受注者は、現場継手工の施工については、「道路橋示方書・同解説（II 鋼橋・鋼部材編）第20章 施工」（日本道路協会、平成29年11月）、「鋼道路橋施工便覧 III 現場施工編 第3章架設」（日本道路協会、令和2年9月）の規定による。これ以外による場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。				10	3	8	11	2	1	2. 適用規定（2）	受注者は、現場継手工の施工については、「道路橋示方書・同解説（II 鋼部材・鋼上部構造編）第17章 施工」（日本道路協会、令和7年10月）、「鋼道路橋施工便覧 III 現場施工編 第3章架設」（日本道路協会、令和2年9月）の規定による。これ以外による場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。					
10	4	2	0	0	4		日本道路協会 道路橋示方書・同解説（I 共通編）（平成29年11月）				10	4	2	0	0	4		日本道路協会 道路橋示方書・同解説（I 共通編）（令和7年10月）					
10	4	2	0	0	5		日本道路協会 道路橋示方書・同解説（II 鋼橋・鋼部材編）（平成29年11月）				10	4	2	0	0	5		日本道路協会 道路橋示方書・同解説（II 鋼部材・鋼上部構造編）（令和7年10月）					
10	4	2	0	0	6		日本道路協会 道路橋示方書・同解説（V 耐震設計編）（平成29年11月）				10	4	2	0	0	6		日本道路協会 道路橋示方書・同解説（V 上下部接続部編）（令和7年10月）					
10	5	2	0	0	4		日本道路協会 道路橋示方書・同解説（I 共通編）（平成29年11月）				10	5	2	0	0	4		日本道路協会 道路橋示方書・同解説（I 共通編）（令和7年10月）					
10	5	2	0	0	5		日本道路協会 道路橋示方書・同解説（III コンクリート橋・コンクリート部材編）（平成29年11月）				10	5	2	0	0	5		日本道路協会 道路橋示方書・同解説（III コンクリート部材・コンクリート上部構造編）（令和7年10月）					
10	5	2	0	0	6		日本道路協会 道路橋示方書・同解説（V 耐震設計編）（平成29年11月）				10	5	2	0	0	6		日本道路協会 道路橋示方書・同解説（V 上下部接続部編）（令和7年10月）					
10	6	2	0	0	16		建設業労働災害防止協会 ずい道等建設工事における換気技術指針（換気技術の設計及び粉じん等の測定）（令和3年4月）				10	6	2	0	0	16		建設業労働災害防止協会 ずい道等建設工事における換気技術指針（換気技術の設計及び粉じん等の測定）（令和6年4月）					
10	7	2	0	0	4		日本道路協会 道路橋示方書・同解説（I 共通編）（平成29年11月）				10	7	2	0	0	4		日本道路協会 道路橋示方書・同解説（I 共通編）（令和7年10月）					
10	7	2	0	0	5		日本道路協会 道路橋示方書・同解説（III コンクリート橋・コンクリート部材編）（平成29年11月）				10	7	2	0	0	5		日本道路協会 道路橋示方書・同解説（III コンクリート部材・コンクリート上部構造編）（令和7年10月）					
10	7	2	0	0	6		日本道路協会 道路橋示方書・同解説（IV 下部構造編）（平成29年11月）				10	7	2	0	0	6		日本道路協会 道路橋示方書・同解説（IV 下部構造編）（令和7年10月）					
10	7	2	0	0	7		日本道路協会 道路橋示方書・同解説（V 耐震設計編）（平成29年11月）				10	7	2	0	0	7		日本道路協会 道路橋示方書・同解説（V 上下部接続部編）（令和7年10月）					
10	8	2	0	0	4		日本道路協会 道路橋示方書・同解説（I 共通編）（平成29年11月）				10	8	2	0	0	4		日本道路協会 道路橋示方書・同解説（I 共通編）（令和7年10月）					
10	8	2	0	0	5		日本道路協会 道路橋示方書・同解説（II 鋼橋・鋼部材編）（平成29年11月）				10	8	2	0	0	5		日本道路協会 道路橋示方書・同解説（II 鋼部材・鋼上部構造編）（令和7年10月）					
10	8	2	0	0	6		日本道路協会 道路橋示方書・同解説（IV 下部構造編）（平成29年11月）				10	8	2	0	0	6		日本道路協会 道路橋示方書・同解説（IV 下部構造編）（令和7年10月）					
10	8	2	0	0	7		日本道路協会 道路橋示方書・同解説（V 耐震設計編）（平成29年11月）				10	8	2	0	0	7		日本道路協会 道路橋示方書・同解説（V 上下部接続部編）（令和7年10月）					
10	9	3	1	3	1	3. 埋設物の存在の有無	受注者は、鋼矢板等、仮設杭の施工に先立ち、埋設物がないことが確かである場合を除き、建設工事公衆災害防止対策要綱に従って埋設物の存在の有無を確かめなければならない。				10	9	3	1	3	1	3. 埋設物の存在の有無	受注者は、鋼矢板等、仮設杭の施工に先立ち、埋設物がないことが確かである場合を除き、「建設工事公衆災害防止対策要綱」（令和元年9月2日 国土交通省告示第496号）に従って埋設物の存在の有無を確かめなければならない。					
10	10	5	1	3	1	3. 埋設物の存在の有無	受注者は、鋼矢板等、仮設杭の施工に先立ち、埋設物がないことが確かである場合を除き、建設工事公衆災害防止対策要綱に従って埋設物の存在の有無を確かめなければならない。				10	10	5	1	3	1	3. 埋設物の存在の有無	受注者は、鋼矢板等、仮設杭の施工に先立ち、埋設物がないことが確かである場合を除き、「建設工事公衆災害防止対策要綱」（令和元年9月2日 国土交通省告示第496号）に従って埋設物の存在の有無を確かめなければならない。					
10	11	5	1	3	1	3. 埋設物の存在の有無	受注者は、鋼矢板等、仮設杭の施工に先立ち、埋設物がないことが確かである場合を除き、建設工事公衆災害防止対策要綱に従って埋設物の存在の有無を確かめなければならない。				10	11	5	1	3	1	3. 埋設物の存在の有無	受注者は、鋼矢板等、仮設杭の施工に先立ち、埋設物がないことが確かである場合を除き、「建設工事公衆災害防止対策要綱」（令和元年9月2日 国土交通省告示第496号）に従って埋設物の存在の有無を確かめなければならない。					
10	14	7	2	4	1	4. 揭示板	受注者は、標示板には設計図書に示す位置に補強材を標示板の表面にヒズミの出ないようスポット溶接をしなければならない。アルミニウム合金材の溶接作業は（一社）軽金属溶接協会規格 LWS P7903-1979「スポット溶接作業標準（アルミニウム及びアルミニウム合金）」（（一社）日本溶接協会規格 WES7302 と同一規格）を参考に行うことが望ましい。				10	14	7	2	4	1	4. 揭示板	受注者は、標示板には設計図書に示す位置に補強材を標示板の表面にヒズミの出ないようスポット溶接をしなければならない。アルミニウム合金材の溶接作業は（一社）軽金属溶接協会規格 LWS P7903-2023「スポット溶接作業標準（アルミニウム及びアルミニウム合金）」（（一社）日本溶接協会規格 WES7302 と同一規格）を参考に行うことが望ましい。					
10	15	3	1	1	1	1. 適用工種	本節は、除雪工として一般除雪工、運搬除雪工、凍結防止工、歩道除雪工、安全処理工、雪道巡回工、待機補償費、保険費、除雪機械修理工その他これらに類する工種について定める。				10	15	3	1	1	1	1. 適用工種	本節は、除雪工として一般除雪工、運搬除雪工、凍結防止工、歩道除雪工、安全処理工、雪道巡回工、待機費、保険費、除雪機械修理工その他これらに類する工種について定める。					
10	15	3	7	2	1	2. 適用規定	人工雪崩の施工については、「除雪・防雪ハンドブック（防雪編）6.2.5 雪崩の処理」（日本建設機械化協会、平成16年12月）の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。				10	15	3	7	2	1	2. 適用規定	人工雪崩の施工については、「防雪ハンドブック 2025 改訂版 5.2.5 雪崩の管理」（雪センター、令和7年6月）の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。					
10	15	3	9	0	1	10-15-3-9	待機補償費				10	15	3	9	0	1	10-15-3-9	待機費					
10	15	3	9	2	1	2. 待機補償における待機の期間及び内容	待機の期間、待機時間、待機人員及び内容は、設計図書または監督職員の指示によるものとする。				10	15	3	9	2	1	2. 待機の期間及び内容	待機の期間、待機時間、待機人員及び内容は、設計図書または監督職員の指示によるものとする。					

表番号	旧条文（令和 7 年版）	新条文（令和 8 年版）																																																																																									
1-1-3-10 工事現場の現場環境改善等	<table><tr><th>項目</th><th>実施する内容の例</th></tr><tr><td>現場環境改善（仮設備関係）</td><td>(1) 用水・電力等の供給設備 (2) 緑化・花壇 (3) ライトアップ施設 (4) 見学路及び椅子の設置 (5) 昇降設備の充実 (6) 環境負荷の低減</td></tr><tr><td>現場環境改善（営繕関係）</td><td>(1) 現場事務所の快適化（女子更衣室の設置を含む） (2) 労働者宿舎の快適化 (3) デザインボックス（交通誘導警備員待機室） (4) 現場休憩所の快適化 (5) 健康関連設備及び厚生施設の充実等</td></tr><tr><td>現場環境改善（安全関係）</td><td>(1) 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等） (2) 盗難防止対策（警報機等）</td></tr><tr><td>地域連携</td><td>(1) 完成予想図 (2) 工法説明図 (3) 工事工程表 (4) デザイン工事看板（各工事 PR 看板含む） (5) 見学会等の開催（イベント等の実施含む） (6) 見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営 (7) パンフレット・工法説明ビデオ (8) 地域対策費（地域行事等の経費を含む） (9) 社会貢献</td></tr></table>	項目	実施する内容の例	現場環境改善（仮設備関係）	(1) 用水・電力等の供給設備 (2) 緑化・花壇 (3) ライトアップ施設 (4) 見学路及び椅子の設置 (5) 昇降設備の充実 (6) 環境負荷の低減	現場環境改善（営繕関係）	(1) 現場事務所の快適化（女子更衣室の設置を含む） (2) 労働者宿舎の快適化 (3) デザインボックス（交通誘導警備員待機室） (4) 現場休憩所の快適化 (5) 健康関連設備及び厚生施設の充実等	現場環境改善（安全関係）	(1) 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等） (2) 盗難防止対策（警報機等）	地域連携	(1) 完成予想図 (2) 工法説明図 (3) 工事工程表 (4) デザイン工事看板（各工事 PR 看板含む） (5) 見学会等の開催（イベント等の実施含む） (6) 見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営 (7) パンフレット・工法説明ビデオ (8) 地域対策費（地域行事等の経費を含む） (9) 社会貢献	<table><tr><th>項目</th><th>実施する内容の例</th></tr><tr><td>仮設備関係</td><td>(1) 昇降設備の充実 (2) 環境対策の充実 (3) ICT 設備の充実 (4) 作業負荷の低減</td></tr><tr><td>営繕関係</td><td>(1) 現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置含む） (2) 労働者宿舎の充実 (3) 現場休憩所の充実（交通誘導員待機室含む） (4) 衛生設備・厚生施設の充実</td></tr><tr><td>安全関係</td><td>(1) 工事標識・照明等安全施設の充実 (2) 盗難防止対策 (3) 健康関連施設の充実 (4) 野生生物・害虫対策</td></tr><tr><td>地域連携</td><td>(1) 広報活動等（完成予想図、パンフレット、工法説明、PR 看板等） (2) 見学会・イベント等の開催（見学施設等設置・管理運営等含む） (3) 社会貢献・地域対策費（地域行事等の経費含む） (4) 現場景観向上（美装化・デザイン看板等）</td></tr></table>	項目	実施する内容の例	仮設備関係	(1) 昇降設備の充実 (2) 環境対策の充実 (3) ICT 設備の充実 (4) 作業負荷の低減	営繕関係	(1) 現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置含む） (2) 労働者宿舎の充実 (3) 現場休憩所の充実（交通誘導員待機室含む） (4) 衛生設備・厚生施設の充実	安全関係	(1) 工事標識・照明等安全施設の充実 (2) 盗難防止対策 (3) 健康関連施設の充実 (4) 野生生物・害虫対策	地域連携	(1) 広報活動等（完成予想図、パンフレット、工法説明、PR 看板等） (2) 見学会・イベント等の開催（見学施設等設置・管理運営等含む） (3) 社会貢献・地域対策費（地域行事等の経費含む） (4) 現場景観向上（美装化・デザイン看板等）																																																																					
項目	実施する内容の例																																																																																										
現場環境改善（仮設備関係）	(1) 用水・電力等の供給設備 (2) 緑化・花壇 (3) ライトアップ施設 (4) 見学路及び椅子の設置 (5) 昇降設備の充実 (6) 環境負荷の低減																																																																																										
現場環境改善（営繕関係）	(1) 現場事務所の快適化（女子更衣室の設置を含む） (2) 労働者宿舎の快適化 (3) デザインボックス（交通誘導警備員待機室） (4) 現場休憩所の快適化 (5) 健康関連設備及び厚生施設の充実等																																																																																										
現場環境改善（安全関係）	(1) 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等） (2) 盗難防止対策（警報機等）																																																																																										
地域連携	(1) 完成予想図 (2) 工法説明図 (3) 工事工程表 (4) デザイン工事看板（各工事 PR 看板含む） (5) 見学会等の開催（イベント等の実施含む） (6) 見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営 (7) パンフレット・工法説明ビデオ (8) 地域対策費（地域行事等の経費を含む） (9) 社会貢献																																																																																										
項目	実施する内容の例																																																																																										
仮設備関係	(1) 昇降設備の充実 (2) 環境対策の充実 (3) ICT 設備の充実 (4) 作業負荷の低減																																																																																										
営繕関係	(1) 現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置含む） (2) 労働者宿舎の充実 (3) 現場休憩所の充実（交通誘導員待機室含む） (4) 衛生設備・厚生施設の充実																																																																																										
安全関係	(1) 工事標識・照明等安全施設の充実 (2) 盗難防止対策 (3) 健康関連施設の充実 (4) 野生生物・害虫対策																																																																																										
地域連携	(1) 広報活動等（完成予想図、パンフレット、工法説明、PR 看板等） (2) 見学会・イベント等の開催（見学施設等設置・管理運営等含む） (3) 社会貢献・地域対策費（地域行事等の経費含む） (4) 現場景観向上（美装化・デザイン看板等）																																																																																										
2-2-6-2 セメント 3. 普通ポルトランドセメントの品質 表 2-2-16 普通ポルトランドセメントの品質	<table><tr><th colspan="3">表 2-2-19 普通ポルトランドセメントの品質</th></tr><tr><th colspan="2">品質</th><th>規格</th></tr><tr><th colspan="2">比表面積 cm2/g</th><td>2,500 以上</td></tr><tr><td rowspan="2">凝結 h</td><td>始発</td><td>1 以上</td></tr><tr><td>終結</td><td>10 以下</td></tr><tr><td rowspan="2">安定性</td><td>パット法</td><td>良</td></tr><tr><td>ルシャチリエ法 m</td><td>10 以下</td></tr><tr><td rowspan="3">圧縮強さ N/mm2</td><td>3d</td><td>12.5 以上</td></tr><tr><td>7d</td><td>22.5 以上</td></tr><tr><td>28d</td><td>42.5 以上</td></tr><tr><td rowspan="2">水和熱 J/g</td><td>7d</td><td>測定値を報告する</td></tr><tr><td>28d</td><td>測定値を報告する</td></tr><tr><td colspan="2">酸化マグネシウム %</td><td>5.0 以下</td></tr><tr><td colspan="2">三酸化硫黄 %</td><td>3.5 以下</td></tr><tr><td colspan="2">強熱減量 %</td><td>5.0 以下</td></tr><tr><td colspan="2">全アルカリ（Na o eq） %</td><td>0.75 以下</td></tr><tr><td colspan="2">塩化物イオン %</td><td>0.035 以下</td></tr></table> [注] 普通ポルトランドセメント（低アルカリ形）については、全アルカリ（Na o eq）の値を 0.6％以下とする。	表 2-2-19 普通ポルトランドセメントの品質			品質		規格	比表面積 cm2/g		2,500 以上	凝結 h	始発	1 以上	終結	10 以下	安定性	パット法	良	ルシャチリエ法 m	10 以下	圧縮強さ N/mm2	3d	12.5 以上	7d	22.5 以上	28d	42.5 以上	水和熱 J/g	7d	測定値を報告する	28d	測定値を報告する	酸化マグネシウム %		5.0 以下	三酸化硫黄 %		3.5 以下	強熱減量 %		5.0 以下	全アルカリ（Na o eq） %		0.75 以下	塩化物イオン %		0.035 以下	<table><tr><th colspan="3">表 2-2-19 普通ポルトランドセメントの品質</th></tr><tr><th colspan="2">品質</th><th>規格</th></tr><tr><th colspan="2">比表面積 cm2/g</th><td>2,500 以上</td></tr><tr><td rowspan="2">凝結 h</td><td>始発</td><td>1 以上</td></tr><tr><td>終結</td><td>10 以下</td></tr><tr><td rowspan="2">安定性</td><td>パット法</td><td>良</td></tr><tr><td>ルシャチリエ法 m</td><td>10 以下</td></tr><tr><td rowspan="3">圧縮強さ N/mm2</td><td>3d</td><td>12.5 以上</td></tr><tr><td>7d</td><td>22.5 以上</td></tr><tr><td>28d</td><td>42.5 以上</td></tr><tr><td rowspan="2">水和熱 J/g</td><td>7d</td><td>測定値を報告する</td></tr><tr><td>28d</td><td>測定値を報告する</td></tr><tr><td colspan="2">酸化マグネシウム %</td><td>5.0 以下</td></tr><tr><td colspan="2">三酸化硫黄 %</td><td>3.5 以下</td></tr><tr><td colspan="2">全アルカリ（Na o eq） %</td><td>0.75 以下</td></tr><tr><td colspan="2">塩化物イオン %</td><td>0.035 以下</td></tr></table> [注] 普通ポルトランドセメント（低アルカリ形）については、全アルカリ（Na o eq）の値を 0.6％以下とする。	表 2-2-19 普通ポルトランドセメントの品質			品質		規格	比表面積 cm2/g		2,500 以上	凝結 h	始発	1 以上	終結	10 以下	安定性	パット法	良	ルシャチリエ法 m	10 以下	圧縮強さ N/mm2	3d	12.5 以上	7d	22.5 以上	28d	42.5 以上	水和熱 J/g	7d	測定値を報告する	28d	測定値を報告する	酸化マグネシウム %		5.0 以下	三酸化硫黄 %		3.5 以下	全アルカリ（Na o eq） %		0.75 以下	塩化物イオン %		0.035 以下
表 2-2-19 普通ポルトランドセメントの品質																																																																																											
品質		規格																																																																																									
比表面積 cm2/g		2,500 以上																																																																																									
凝結 h	始発	1 以上																																																																																									
	終結	10 以下																																																																																									
安定性	パット法	良																																																																																									
	ルシャチリエ法 m	10 以下																																																																																									
圧縮強さ N/mm2	3d	12.5 以上																																																																																									
	7d	22.5 以上																																																																																									
	28d	42.5 以上																																																																																									
水和熱 J/g	7d	測定値を報告する																																																																																									
	28d	測定値を報告する																																																																																									
酸化マグネシウム %		5.0 以下																																																																																									
三酸化硫黄 %		3.5 以下																																																																																									
強熱減量 %		5.0 以下																																																																																									
全アルカリ（Na o eq） %		0.75 以下																																																																																									
塩化物イオン %		0.035 以下																																																																																									
表 2-2-19 普通ポルトランドセメントの品質																																																																																											
品質		規格																																																																																									
比表面積 cm2/g		2,500 以上																																																																																									
凝結 h	始発	1 以上																																																																																									
	終結	10 以下																																																																																									
安定性	パット法	良																																																																																									
	ルシャチリエ法 m	10 以下																																																																																									
圧縮強さ N/mm2	3d	12.5 以上																																																																																									
	7d	22.5 以上																																																																																									
	28d	42.5 以上																																																																																									
水和熱 J/g	7d	測定値を報告する																																																																																									
	28d	測定値を報告する																																																																																									
酸化マグネシウム %		5.0 以下																																																																																									
三酸化硫黄 %		3.5 以下																																																																																									
全アルカリ（Na o eq） %		0.75 以下																																																																																									
塩化物イオン %		0.035 以下																																																																																									
3-2-6-7 アスファルト舗装工 5. 基層及び表層の規定	<table><tr><th colspan="2">開粒度アスファルト混合物の場合</th></tr><tr><td>密度（g/cm3）＝</td><td>乾燥供試体の空中質量（g） 供試体の断面積（cm2）×ノギスを用いて計測した供試体の厚さ（cm）</td></tr></table> 乾燥供試体の空中質量（g）	開粒度アスファルト混合物の場合		密度（g/cm3）＝	乾燥供試体の空中質量（g） 供試体の断面積（cm2）×ノギスを用いて計測した供試体の厚さ（cm）	<table><tr><th colspan="2">開粒度アスファルト混合物の場合</th></tr><tr><td>密度（g/cm3）＝</td><td>乾燥供試体の空中質量（g） 供試体の断面積（cm2）×ノギスを用いて計測した供試体の厚さ（cm）</td></tr></table>	開粒度アスファルト混合物の場合		密度（g/cm3）＝	乾燥供試体の空中質量（g） 供試体の断面積（cm2）×ノギスを用いて計測した供試体の厚さ（cm）																																																																																	
開粒度アスファルト混合物の場合																																																																																											
密度（g/cm3）＝	乾燥供試体の空中質量（g） 供試体の断面積（cm2）×ノギスを用いて計測した供試体の厚さ（cm）																																																																																										
開粒度アスファルト混合物の場合																																																																																											
密度（g/cm3）＝	乾燥供試体の空中質量（g） 供試体の断面積（cm2）×ノギスを用いて計測した供試体の厚さ（cm）																																																																																										
第 3 編 第 2 章 第 12 節 工場製作工（共通） 3-2-12-3 桁製作工 表 3-2-44 溶接棒乾燥の温度と時間	<table><tr><th colspan="4">表 3-2-44 溶接棒乾燥の温度と時間</th></tr><tr><th colspan="2">溶接棒の種類</th><th>溶接棒の状態</th><th>乾燥温度</th><th>乾燥時間</th></tr><tr><td colspan="2" rowspan="2">軟鋼用被覆 アーク溶接棒</td><td>乾燥（開封）後 12 時間以上経過したときもしくは溶接棒が吸湿したおそれがあるとき</td><td>100～150℃</td><td>1 時間以上</td></tr><tr><td>乾燥（開封）後 4 時間以上経過したときもしくは溶接棒が吸湿したおそれがあるとき</td><td>300～400℃</td><td>1 時間以上</td></tr></table>	表 3-2-44 溶接棒乾燥の温度と時間				溶接棒の種類		溶接棒の状態	乾燥温度	乾燥時間	軟鋼用被覆 アーク溶接棒		乾燥（開封）後 12 時間以上経過したときもしくは溶接棒が吸湿したおそれがあるとき	100～150℃	1 時間以上	乾燥（開封）後 4 時間以上経過したときもしくは溶接棒が吸湿したおそれがあるとき	300～400℃	1 時間以上	<table><tr><th colspan="4">表 3-2-44 溶接棒乾燥の温度と時間</th></tr><tr><th colspan="2">溶接棒の種類</th><th>溶接棒の状態</th><th>乾燥温度</th><th>乾燥時間</th></tr><tr><td colspan="2" rowspan="2">軟鋼用被覆 アーク溶接棒</td><td>乾燥（開封）後 8 時間以上経過したときもしくは溶接棒が吸湿したおそれがあるとき</td><td>70～100℃</td><td>30 分～60 分</td></tr><tr><td>乾燥（開封）後 4 時間以上経過したときもしくは溶接棒が吸湿したおそれがあるとき</td><td>300～400℃ 350～400℃</td><td>30 分～60 分 60 分以上</td></tr></table>	表 3-2-44 溶接棒乾燥の温度と時間				溶接棒の種類		溶接棒の状態	乾燥温度	乾燥時間	軟鋼用被覆 アーク溶接棒		乾燥（開封）後 8 時間以上経過したときもしくは溶接棒が吸湿したおそれがあるとき	70～100℃	30 分～60 分	乾燥（開封）後 4 時間以上経過したときもしくは溶接棒が吸湿したおそれがあるとき	300～400℃ 350～400℃	30 分～60 分 60 分以上																																																							
表 3-2-44 溶接棒乾燥の温度と時間																																																																																											
溶接棒の種類		溶接棒の状態	乾燥温度	乾燥時間																																																																																							
軟鋼用被覆 アーク溶接棒		乾燥（開封）後 12 時間以上経過したときもしくは溶接棒が吸湿したおそれがあるとき	100～150℃	1 時間以上																																																																																							
		乾燥（開封）後 4 時間以上経過したときもしくは溶接棒が吸湿したおそれがあるとき	300～400℃	1 時間以上																																																																																							
表 3-2-44 溶接棒乾燥の温度と時間																																																																																											
溶接棒の種類		溶接棒の状態	乾燥温度	乾燥時間																																																																																							
軟鋼用被覆 アーク溶接棒		乾燥（開封）後 8 時間以上経過したときもしくは溶接棒が吸湿したおそれがあるとき	70～100℃	30 分～60 分																																																																																							
		乾燥（開封）後 4 時間以上経過したときもしくは溶接棒が吸湿したおそれがあるとき	300～400℃ 350～400℃	30 分～60 分 60 分以上																																																																																							
第 3 編 第 2 章 第 12 節 工場製作工（共通） 3-2-12-2 材料 表 3-2-45 フラックスの乾燥の温度と時間	<table><tr><th colspan="3">表 3-2-45 フラックスの乾燥の温度と時間</th></tr><tr><th>フラックスの種類</th><th>乾燥温度</th><th>乾燥時間</th></tr><tr><td>溶触フラックス</td><td>150～200℃</td><td>1 時間以上</td></tr><tr><td>ボンドフラックス</td><td>200～250℃</td><td>1 時間以上</td></tr></table>	表 3-2-45 フラックスの乾燥の温度と時間			フラックスの種類	乾燥温度	乾燥時間	溶触フラックス	150～200℃	1 時間以上	ボンドフラックス	200～250℃	1 時間以上	<table><tr><th colspan="3">表 3-2-45 フラックスの乾燥の温度と時間</th></tr><tr><th>フラックスの種類</th><th>乾燥温度</th><th>乾燥時間</th></tr><tr><td rowspan="2">溶触フラックス</td><td>ガラス状</td><td>150～350℃ 60 分以上</td></tr><tr><td>軽石状</td><td>200～350℃ 60 分以上</td></tr><tr><td colspan="2">ボンドフラックス</td><td>200～350℃ 60 分以上</td></tr></table>	表 3-2-45 フラックスの乾燥の温度と時間			フラックスの種類	乾燥温度	乾燥時間	溶触フラックス	ガラス状	150～350℃ 60 分以上	軽石状	200～350℃ 60 分以上	ボンドフラックス		200～350℃ 60 分以上																																																															
表 3-2-45 フラックスの乾燥の温度と時間																																																																																											
フラックスの種類	乾燥温度	乾燥時間																																																																																									
溶触フラックス	150～200℃	1 時間以上																																																																																									
ボンドフラックス	200～250℃	1 時間以上																																																																																									
表 3-2-45 フラックスの乾燥の温度と時間																																																																																											
フラックスの種類	乾燥温度	乾燥時間																																																																																									
溶触フラックス	ガラス状	150～350℃ 60 分以上																																																																																									
	軽石状	200～350℃ 60 分以上																																																																																									
ボンドフラックス		200～350℃ 60 分以上																																																																																									

表番号	旧条文（令和7年版）	新条文（令和8年版）																																																																																																																																																																																									
第3編 第2章 第12節 工場製作工（共通） 3-2-12-3 桁製作工 表 3-2-49 予熱温度の標準を適用する場合のPCM の条件	表 3-2-48 予熱温度の標準	表 3-2-48 予熱温度の標準																																																																																																																																																																																									
	<table><tr><th rowspan="3">鋼種</th><th rowspan="3">溶接方法</th><th colspan="4">予熱温度（℃）</th></tr><tr><th colspan="4">板厚区分（mm）</th></tr><tr><th>25 以下</th><th>25 を超え 40 以下</th><th>40 を超え 50 以下</th><th>50 を超え 100 以下</th></tr><tr><td rowspan="3">SM400</td><td>低水素系以外の溶接棒による被覆アーク溶接</td><td>予熱なし</td><td>50</td><td>－</td><td>－</td></tr><tr><td>低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接</td><td>予熱なし</td><td>予熱なし</td><td>50</td><td>50</td></tr><tr><td>サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接</td><td>予熱なし</td><td>予熱なし</td><td>予熱なし</td><td>予熱なし</td></tr><tr><td rowspan="3">SMA400W</td><td>低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接</td><td>予熱なし</td><td>予熱なし</td><td>50</td><td>50</td></tr><tr><td>サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接</td><td>予熱なし</td><td>予熱なし</td><td>予熱なし</td><td>予熱なし</td></tr><tr><td>低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接</td><td>予熱なし</td><td>50</td><td>80</td><td>80</td></tr><tr><td rowspan="2">SM490 SM490Y</td><td>サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接</td><td>予熱なし</td><td>予熱なし</td><td>50</td><td>50</td></tr><tr><td>低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接</td><td>予熱なし</td><td>80</td><td>80</td><td>100</td></tr><tr><td rowspan="2">SM520 SM570</td><td>サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接</td><td>予熱なし</td><td>50</td><td>50</td><td>80</td></tr><tr><td>低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接</td><td>予熱なし</td><td>80</td><td>80</td><td>100</td></tr><tr><td rowspan="2">SMA490W SMA570W</td><td>サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接</td><td>予熱なし</td><td>50</td><td>50</td><td>80</td></tr><tr><td>低酸素系の溶接棒による被覆アーク溶接</td><td>予熱なし</td><td>予熱なし</td><td>予熱なし</td><td>予熱なし</td></tr><tr><td rowspan="2">SBHS400 SBHS400W SBHS500 SBHS500W</td><td>ガスシールドアーク溶接 サブマージアーク溶接</td><td>予熱なし</td><td>予熱なし</td><td>予熱なし</td><td>予熱なし</td></tr></table> [注]「予熱なし」については、気温（室内の場合は室温）が5℃以下の場合は、20℃程度に加熱する。	鋼種	溶接方法	予熱温度（℃）				板厚区分（mm）				25 以下	25 を超え 40 以下	40 を超え 50 以下	50 を超え 100 以下	SM400	低水素系以外の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	50	－	－	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	予熱なし	50	50	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	予熱なし	予熱なし	予熱なし	SMA400W	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	予熱なし	50	50	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	予熱なし	予熱なし	予熱なし	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	50	80	80	SM490 SM490Y	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	予熱なし	50	50	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	80	80	100	SM520 SM570	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	50	50	80	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	80	80	100	SMA490W SMA570W	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	50	50	80	低酸素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	予熱なし	予熱なし	予熱なし	SBHS400 SBHS400W SBHS500 SBHS500W	ガスシールドアーク溶接 サブマージアーク溶接	予熱なし	予熱なし	予熱なし	予熱なし	<table><tr><th rowspan="3">鋼種</th><th rowspan="3">溶接方法</th><th colspan="4">予熱温度（℃）</th></tr><tr><th colspan="4">板厚区分（mm）</th></tr><tr><th>25 以下</th><th>25 を超え 40 以下</th><th>40 を超え 50 以下</th><th>50 を超え 100 以下</th></tr><tr><td rowspan="3">SM400</td><td>低水素系以外の溶接棒による被覆アーク溶接</td><td>予熱なし</td><td>50</td><td>－</td><td>－</td></tr><tr><td>低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接</td><td>予熱なし</td><td>予熱なし</td><td>50</td><td>50</td></tr><tr><td>サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接</td><td>予熱なし</td><td>予熱なし</td><td>予熱なし</td><td>予熱なし</td></tr><tr><td rowspan="3">SMA400W</td><td>低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接</td><td>予熱なし</td><td>予熱なし</td><td>50</td><td>50</td></tr><tr><td>サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接</td><td>予熱なし</td><td>予熱なし</td><td>予熱なし</td><td>予熱なし</td></tr><tr><td>低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接</td><td>予熱なし</td><td>50</td><td>80</td><td>80</td></tr><tr><td rowspan="2">SM490 SM490Y</td><td>サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接</td><td>予熱なし</td><td>予熱なし</td><td>50</td><td>50</td></tr><tr><td>低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接</td><td>予熱なし</td><td>80</td><td>80</td><td>100</td></tr><tr><td rowspan="2">SM520 SM570</td><td>サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接</td><td>予熱なし</td><td>50</td><td>50</td><td>80</td></tr><tr><td>低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接</td><td>予熱なし</td><td>80</td><td>80</td><td>100</td></tr><tr><td rowspan="2">SMA490W SMA570W</td><td>サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接</td><td>予熱なし</td><td>50</td><td>50</td><td>80</td></tr><tr><td>低酸素系の溶接棒による被覆アーク溶接</td><td>予熱なし</td><td>予熱なし</td><td>予熱なし</td><td>予熱なし</td></tr><tr><td rowspan="2">SBHS400 SBHS400W SBHS500 SBHS500W</td><td>低酸素系の溶接棒による被覆アーク溶接</td><td>予熱なし</td><td>予熱なし</td><td>予熱なし</td><td>予熱なし</td></tr><tr><td>ガスシールドアーク溶接 サブマージアーク溶接</td><td>予熱なし</td><td>予熱なし</td><td>予熱なし</td><td>予熱なし</td></tr><tr><td rowspan="2">SBHS700 SBHS700W</td><td>低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接</td><td>50</td><td>50</td><td>50</td><td>50</td></tr><tr><td>ガスシールドアーク溶接 サブマージアーク溶接</td><td>50</td><td>50</td><td>50</td><td>50</td></tr></table> [注]「予熱なし」については、気温（室内の場合は室温）が5℃以下の場合は、20℃程度に加熱する。	鋼種	溶接方法	予熱温度（℃）				板厚区分（mm）				25 以下	25 を超え 40 以下	40 を超え 50 以下	50 を超え 100 以下	SM400	低水素系以外の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	50	－	－	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	予熱なし	50	50	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	予熱なし	予熱なし	予熱なし	SMA400W	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	予熱なし	50	50	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	予熱なし	予熱なし	予熱なし	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	50	80	80	SM490 SM490Y	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	予熱なし	50	50	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	80	80	100	SM520 SM570	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	50	50	80	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	80	80	100	SMA490W SMA570W	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	50	50	80	低酸素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	予熱なし	予熱なし	予熱なし	SBHS400 SBHS400W SBHS500 SBHS500W	低酸素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	予熱なし	予熱なし	予熱なし	ガスシールドアーク溶接 サブマージアーク溶接	予熱なし	予熱なし	予熱なし	予熱なし	SBHS700 SBHS700W	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	50	50	50	50	ガスシールドアーク溶接 サブマージアーク溶接	50	50	50
鋼種	溶接方法			予熱温度（℃）																																																																																																																																																																																							
				板厚区分（mm）																																																																																																																																																																																							
		25 以下	25 を超え 40 以下	40 を超え 50 以下	50 を超え 100 以下																																																																																																																																																																																						
SM400	低水素系以外の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	50	－	－																																																																																																																																																																																						
	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	予熱なし	50	50																																																																																																																																																																																						
	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	予熱なし	予熱なし	予熱なし																																																																																																																																																																																						
SMA400W	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	予熱なし	50	50																																																																																																																																																																																						
	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	予熱なし	予熱なし	予熱なし																																																																																																																																																																																						
	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	50	80	80																																																																																																																																																																																						
SM490 SM490Y	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	予熱なし	50	50																																																																																																																																																																																						
	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	80	80	100																																																																																																																																																																																						
SM520 SM570	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	50	50	80																																																																																																																																																																																						
	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	80	80	100																																																																																																																																																																																						
SMA490W SMA570W	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	50	50	80																																																																																																																																																																																						
	低酸素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	予熱なし	予熱なし	予熱なし																																																																																																																																																																																						
SBHS400 SBHS400W SBHS500 SBHS500W	ガスシールドアーク溶接 サブマージアーク溶接	予熱なし	予熱なし	予熱なし	予熱なし																																																																																																																																																																																						
	鋼種	溶接方法	予熱温度（℃）																																																																																																																																																																																								
板厚区分（mm）																																																																																																																																																																																											
25 以下			25 を超え 40 以下	40 を超え 50 以下	50 を超え 100 以下																																																																																																																																																																																						
SM400	低水素系以外の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	50	－	－																																																																																																																																																																																						
	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	予熱なし	50	50																																																																																																																																																																																						
	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	予熱なし	予熱なし	予熱なし																																																																																																																																																																																						
SMA400W	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	予熱なし	50	50																																																																																																																																																																																						
	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	予熱なし	予熱なし	予熱なし																																																																																																																																																																																						
	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	50	80	80																																																																																																																																																																																						
SM490 SM490Y	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	予熱なし	50	50																																																																																																																																																																																						
	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	80	80	100																																																																																																																																																																																						
SM520 SM570	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	50	50	80																																																																																																																																																																																						
	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	80	80	100																																																																																																																																																																																						
SMA490W SMA570W	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	50	50	80																																																																																																																																																																																						
	低酸素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	予熱なし	予熱なし	予熱なし																																																																																																																																																																																						
SBHS400 SBHS400W SBHS500 SBHS500W	低酸素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	予熱なし	予熱なし	予熱なし																																																																																																																																																																																						
	ガスシールドアーク溶接 サブマージアーク溶接	予熱なし	予熱なし	予熱なし	予熱なし																																																																																																																																																																																						
SBHS700 SBHS700W	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	50	50	50	50																																																																																																																																																																																						
	ガスシールドアーク溶接 サブマージアーク溶接	50	50	50	50																																																																																																																																																																																						
第3編 第2章 第12節 工場製作工（共通） 3-2-12-3 桁製作工 表 3-2-52 現場溶接を行う完全溶込みの突合せ溶接継手の非破壊試験検査率	表 3-2-49 予熱温度の標準を適用する場合のPCM	表 3-2-49 予熱温度の標準を適用する場合のPCM																																																																																																																																																																																									
	<table><tr><th colspan="8">（％）</th></tr><tr><th>鋼種 鋼材の 板厚（mm）</th><th>SM400</th><th>SMA400W</th><th>SM490 SM490Y</th><th>SM520 SM570</th><th>SMA490W SMA570W</th><th>SBHS400 SBHS400W</th><th>SBHS500 SNHS500W</th></tr><tr><td>25 以下</td><td>0.24 以下</td><td>0.24 以下</td><td>0.26 以下</td><td>0.26 以下</td><td>0.26 以下</td><td rowspan="3">0.22 以下</td><td rowspan="3">0.20 以下</td></tr><tr><td>25 を超え 50 以下</td><td>0.24 以下</td><td>0.24 以下</td><td>0.26 以下</td><td>0.27 以下</td><td>0.27 以下</td></tr><tr><td>50 を超え 100 以下</td><td>0.24 以下</td><td>0.24 以下</td><td>0.27 以下</td><td>0.29 以下</td><td>0.29 以下</td></tr></table>	（％）								鋼種 鋼材の 板厚（mm）	SM400	SMA400W	SM490 SM490Y	SM520 SM570	SMA490W SMA570W	SBHS400 SBHS400W	SBHS500 SNHS500W	25 以下	0.24 以下	0.24 以下	0.26 以下	0.26 以下	0.26 以下	0.22 以下	0.20 以下	25 を超え 50 以下	0.24 以下	0.24 以下	0.26 以下	0.27 以下	0.27 以下	50 を超え 100 以下	0.24 以下	0.24 以下	0.27 以下	0.29 以下	0.29 以下	<table><tr><th colspan="8">（％）</th></tr><tr><th>鋼種 鋼材の 板厚（mm）</th><th>SM400 SMA400W</th><th>SM490 SM490Y</th><th>SM520 SM570</th><th>SMA490W SMA570W</th><th>SBHS400 SBHS400W</th><th>SBHS500 SNHS500W</th><th>SBHS700 SNHS700W</th></tr><tr><td>25 以下</td><td rowspan="3">0.24 以下</td><td rowspan="3">0.26 以下</td><td rowspan="3">0.26 以下</td><td rowspan="3">0.26 以下</td><td rowspan="3">0.22 以下</td><td rowspan="3">0.20 以下</td><td></td></tr><tr><td>25 を超え 50 以下</td><td>0.27 以下</td><td>0.27 以下</td><td>0.30 以下</td></tr><tr><td>50 を超え 75 以下</td><td>0.27 以下</td><td>0.29 以下</td><td>0.29 以下</td><td>0.32 以下</td></tr><tr><td>75 を超え 100 以下</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>－</td></tr></table>	（％）								鋼種 鋼材の 板厚（mm）	SM400 SMA400W	SM490 SM490Y	SM520 SM570	SMA490W SMA570W	SBHS400 SBHS400W	SBHS500 SNHS500W	SBHS700 SNHS700W	25 以下	0.24 以下	0.26 以下	0.26 以下	0.26 以下	0.22 以下	0.20 以下		25 を超え 50 以下	0.27 以下	0.27 以下	0.30 以下	50 を超え 75 以下	0.27 以下	0.29 以下	0.29 以下	0.32 以下	75 を超え 100 以下							－																																																																																																												
（％）																																																																																																																																																																																											
鋼種 鋼材の 板厚（mm）	SM400	SMA400W	SM490 SM490Y	SM520 SM570	SMA490W SMA570W	SBHS400 SBHS400W	SBHS500 SNHS500W																																																																																																																																																																																				
25 以下	0.24 以下	0.24 以下	0.26 以下	0.26 以下	0.26 以下	0.22 以下	0.20 以下																																																																																																																																																																																				
25 を超え 50 以下	0.24 以下	0.24 以下	0.26 以下	0.27 以下	0.27 以下																																																																																																																																																																																						
50 を超え 100 以下	0.24 以下	0.24 以下	0.27 以下	0.29 以下	0.29 以下																																																																																																																																																																																						
（％）																																																																																																																																																																																											
鋼種 鋼材の 板厚（mm）	SM400 SMA400W	SM490 SM490Y	SM520 SM570	SMA490W SMA570W	SBHS400 SBHS400W	SBHS500 SNHS500W	SBHS700 SNHS700W																																																																																																																																																																																				
25 以下	0.24 以下	0.26 以下	0.26 以下	0.26 以下	0.22 以下	0.20 以下																																																																																																																																																																																					
25 を超え 50 以下							0.27 以下	0.27 以下	0.30 以下																																																																																																																																																																																		
50 を超え 75 以下							0.27 以下	0.29 以下	0.29 以下	0.32 以下																																																																																																																																																																																	
75 を超え 100 以下							－																																																																																																																																																																																				
第3編 第2章 第12節 工場製作工（共通） 3-2-12-3 桁製作工 表 3-2-51 主要部材の完全溶込みの突合せ継手の非破壊試験検査率	表 3-2-52 現場溶接を行う完全溶込みの突合せ溶接継手の非破壊試験検査率	表 3-2-52 現場溶接を行う完全溶込みの突合せ溶接継手の非破壊試験検査率																																																																																																																																																																																									
	<table><tr><th rowspan="2">部材</th><th>放射線透過試験</th><th>超音波探傷試験</th></tr><tr><th>撮影箇所</th><th>検査長さ</th></tr><tr><td>鋼製橋脚のはり及び柱</td><td colspan="2" rowspan="2">継手全長を原則とする</td></tr><tr><td>主桁のフランジ（鋼床版を除く）及び腹板</td></tr><tr><td>鋼床版のデッキプレート</td><td>継手の始終端で連続して各50cm（2枚）、中間部で1mにつき1箇所（1枚）及びワイヤ継ぎ部で1箇所（1枚）を原則とする</td><td>継手全長を原則とする</td></tr></table>	部材	放射線透過試験	超音波探傷試験	撮影箇所	検査長さ	鋼製橋脚のはり及び柱	継手全長を原則とする		主桁のフランジ（鋼床版を除く）及び腹板	鋼床版のデッキプレート	継手の始終端で連続して各50cm（2枚）、中間部で1mにつき1箇所（1枚）及びワイヤ継ぎ部で1箇所（1枚）を原則とする	継手全長を原則とする	<table><tr><th rowspan="2">部材</th><th>放射線透過試験</th><th>超音波探傷試験</th></tr><tr><th>撮影箇所</th><th>検査長さ</th></tr><tr><td>鋼製の橋脚躯体部のはり及び柱</td><td colspan="2" rowspan="2">継手全長を原則とする</td></tr><tr><td>主桁のフランジ（鋼床版を除く）及び腹板</td></tr><tr><td>鋼床版のデッキプレート</td><td>継手の始終端で連続して各50cm（2枚）、中間部で1mにつき1箇所（1枚）及びワイヤ継ぎ部で1箇所（1枚）を原則とする</td><td>継手全長を原則とする</td></tr></table>	部材	放射線透過試験	超音波探傷試験	撮影箇所	検査長さ	鋼製の橋脚躯体部のはり及び柱	継手全長を原則とする		主桁のフランジ（鋼床版を除く）及び腹板	鋼床版のデッキプレート	継手の始終端で連続して各50cm（2枚）、中間部で1mにつき1箇所（1枚）及びワイヤ継ぎ部で1箇所（1枚）を原則とする	継手全長を原則とする																																																																																																																																																																	
部材	放射線透過試験		超音波探傷試験																																																																																																																																																																																								
	撮影箇所	検査長さ																																																																																																																																																																																									
鋼製橋脚のはり及び柱	継手全長を原則とする																																																																																																																																																																																										
主桁のフランジ（鋼床版を除く）及び腹板																																																																																																																																																																																											
鋼床版のデッキプレート	継手の始終端で連続して各50cm（2枚）、中間部で1mにつき1箇所（1枚）及びワイヤ継ぎ部で1箇所（1枚）を原則とする	継手全長を原則とする																																																																																																																																																																																									
部材	放射線透過試験	超音波探傷試験																																																																																																																																																																																									
	撮影箇所	検査長さ																																																																																																																																																																																									
鋼製の橋脚躯体部のはり及び柱	継手全長を原則とする																																																																																																																																																																																										
主桁のフランジ（鋼床版を除く）及び腹板																																																																																																																																																																																											
鋼床版のデッキプレート	継手の始終端で連続して各50cm（2枚）、中間部で1mにつき1箇所（1枚）及びワイヤ継ぎ部で1箇所（1枚）を原則とする	継手全長を原則とする																																																																																																																																																																																									
第3編 第2章 第12節 工場製作工（共通） 3-2-12-3 桁製作工 表 3-2-53 欠陥の補修方法	表 3-2-53 欠陥の補修方法	表 3-2-53 欠陥の補修方法																																																																																																																																																																																									
	<table><tr><th></th><th>欠陥の種類</th><th>補修方法</th></tr><tr><td>1</td><td>アークストライク</td><td>母材表面に凹みを生じた部分は肉盛り溶接の後グラインダー仕上げする。わずかな痕跡のある程度のものはグラインダー仕上げのみでよい。</td></tr><tr><td>2</td><td>組立溶接の欠陥</td><td>欠陥部をエアアークガウジング等で除去し、必要であれば再度組立溶接を行う。</td></tr><tr><td>3</td><td>溶接われ</td><td>われ部分を完全に除去し、発生原因を究明して、それに応じた再溶接を行う。</td></tr><tr><td>4</td><td>溶接ビード表面のピット</td><td>エアアークガウジングでその部分を除去し、再溶接する。</td></tr><tr><td>5</td><td>オーバーラップ</td><td>グラインダーで削りを整形する。</td></tr><tr><td>6</td><td>溶接ビード表面の凸凹</td><td>グラインダー仕上げする。</td></tr><tr><td>7</td><td>アンダーカット</td><td>程度に応じて、グラインダー仕上げのみ、または溶接後、グラインダー仕上げする。</td></tr></table>		欠陥の種類	補修方法	1	アークストライク	母材表面に凹みを生じた部分は肉盛り溶接の後グラインダー仕上げする。わずかな痕跡のある程度のものはグラインダー仕上げのみでよい。	2	組立溶接の欠陥	欠陥部をエアアークガウジング等で除去し、必要であれば再度組立溶接を行う。	3	溶接われ	われ部分を完全に除去し、発生原因を究明して、それに応じた再溶接を行う。	4	溶接ビード表面のピット	エアアークガウジングでその部分を除去し、再溶接する。	5	オーバーラップ	グラインダーで削りを整形する。	6	溶接ビード表面の凸凹	グラインダー仕上げする。	7	アンダーカット	程度に応じて、グラインダー仕上げのみ、または溶接後、グラインダー仕上げする。	<table><tr><th></th><th>欠陥の種類</th><th>補修方法</th></tr><tr><td>1</td><td>アークストライク</td><td>母材表面に凹みを生じた部分は肉盛り溶接の後グラインダ仕上げする。わずかな痕跡のある程度のものはグラインダ仕上げのみでよい。</td></tr><tr><td>2</td><td>組立溶接の欠陥</td><td>欠陥部をエアアークガウジング等で除去し、必要であれば再度組立溶接を行う。</td></tr><tr><td>3</td><td>溶接われ</td><td>われ部分を完全に除去し、発生原因を究明して、それに応じた再溶接を行う。</td></tr><tr><td>4</td><td>溶接ビード表面のピット</td><td>エアアークガウジングでその部分を除去し、再溶接する。</td></tr><tr><td>5</td><td>オーバーラップ</td><td>グラインダで削り整形する。</td></tr><tr><td>6</td><td>溶接ビード表面の凸凹</td><td>グラインダ仕上げする。</td></tr><tr><td>7</td><td>アンダーカット</td><td>程度に応じて、グラインダ仕上げのみ、または溶接後、グラインダ仕上げする。</td></tr></table>		欠陥の種類	補修方法	1	アークストライク	母材表面に凹みを生じた部分は肉盛り溶接の後グラインダ仕上げする。わずかな痕跡のある程度のものはグラインダ仕上げのみでよい。	2	組立溶接の欠陥	欠陥部をエアアークガウジング等で除去し、必要であれば再度組立溶接を行う。	3	溶接われ	われ部分を完全に除去し、発生原因を究明して、それに応じた再溶接を行う。	4	溶接ビード表面のピット	エアアークガウジングでその部分を除去し、再溶接する。	5	オーバーラップ	グラインダで削り整形する。	6	溶接ビード表面の凸凹	グラインダ仕上げする。	7	アンダーカット	程度に応じて、グラインダ仕上げのみ、または溶接後、グラインダ仕上げする。																																																																																																																																									
	欠陥の種類	補修方法																																																																																																																																																																																									
1	アークストライク	母材表面に凹みを生じた部分は肉盛り溶接の後グラインダー仕上げする。わずかな痕跡のある程度のものはグラインダー仕上げのみでよい。																																																																																																																																																																																									
2	組立溶接の欠陥	欠陥部をエアアークガウジング等で除去し、必要であれば再度組立溶接を行う。																																																																																																																																																																																									
3	溶接われ	われ部分を完全に除去し、発生原因を究明して、それに応じた再溶接を行う。																																																																																																																																																																																									
4	溶接ビード表面のピット	エアアークガウジングでその部分を除去し、再溶接する。																																																																																																																																																																																									
5	オーバーラップ	グラインダーで削りを整形する。																																																																																																																																																																																									
6	溶接ビード表面の凸凹	グラインダー仕上げする。																																																																																																																																																																																									
7	アンダーカット	程度に応じて、グラインダー仕上げのみ、または溶接後、グラインダー仕上げする。																																																																																																																																																																																									
	欠陥の種類	補修方法																																																																																																																																																																																									
1	アークストライク	母材表面に凹みを生じた部分は肉盛り溶接の後グラインダ仕上げする。わずかな痕跡のある程度のものはグラインダ仕上げのみでよい。																																																																																																																																																																																									
2	組立溶接の欠陥	欠陥部をエアアークガウジング等で除去し、必要であれば再度組立溶接を行う。																																																																																																																																																																																									
3	溶接われ	われ部分を完全に除去し、発生原因を究明して、それに応じた再溶接を行う。																																																																																																																																																																																									
4	溶接ビード表面のピット	エアアークガウジングでその部分を除去し、再溶接する。																																																																																																																																																																																									
5	オーバーラップ	グラインダで削り整形する。																																																																																																																																																																																									
6	溶接ビード表面の凸凹	グラインダ仕上げする。																																																																																																																																																																																									
7	アンダーカット	程度に応じて、グラインダ仕上げのみ、または溶接後、グラインダ仕上げする。																																																																																																																																																																																									
第6編 第1章 第7節 法覆護岸工 6-1-7-2 材料 表 6-1-4 止水材の品質規格	表 6-1-4 止水材の品質規格	表 6-1-4 止水材の品質規格																																																																																																																																																																																									
	<table><tr><th>試験項目</th><th>単位</th><th>規格値</th><th>試験方法</th></tr><tr><td>漏水量</td><td>(ml/sec) /(1.8m2)</td><td>25 以下</td><td>建設省土木研究資料 第3103号の小型浸透試験による。</td></tr><tr><td>引張強さ</td><td>N/mm2 (kgf/m)</td><td>11.8 以上</td><td>日本産業規格（JIS）で規定されている各材料ごとの試験方法による。</td></tr><tr><td>摩擦係数</td><td></td><td>0.8 以上</td><td>平成4年度建設省告示第1324号に基づく摩擦試験方法による。</td></tr></table>	試験項目	単位	規格値	試験方法	漏水量	(ml/sec) /(1.8m2)	25 以下	建設省土木研究資料 第3103号の小型浸透試験による。	引張強さ	N/mm2 (kgf/m)	11.8 以上	日本産業規格（JIS）で規定されている各材料ごとの試験方法による。	摩擦係数		0.8 以上	平成4年度建設省告示第1324号に基づく摩擦試験方法による。	<table><tr><th>試験項目</th><th>単位</th><th>規格値</th><th>試験方法</th></tr><tr><td>漏水量</td><td>(ml/sec) /(1.8m2)</td><td>25 以下</td><td>建設省土木研究資料 第3103号の小型浸透試験による。</td></tr><tr><td>引張強さ</td><td>N/mm2 (kgf/m)</td><td>11.8 以上</td><td>日本産業規格（JIS）で規定されている各材料ごとの試験方法による。</td></tr><tr><td>摩擦係数</td><td></td><td>0.8 以上</td><td>平成4年度建設省告示第1324号における開発目標に照らして評価した際の摩擦試験方法による。</td></tr></table>	試験項目	単位	規格値	試験方法	漏水量	(ml/sec) /(1.8m2)	25 以下	建設省土木研究資料 第3103号の小型浸透試験による。	引張強さ	N/mm2 (kgf/m)	11.8 以上	日本産業規格（JIS）で規定されている各材料ごとの試験方法による。	摩擦係数		0.8 以上	平成4年度建設省告示第1324号における開発目標に照らして評価した際の摩擦試験方法による。																																																																																																																																																									
試験項目	単位	規格値	試験方法																																																																																																																																																																																								
漏水量	(ml/sec) /(1.8m2)	25 以下	建設省土木研究資料 第3103号の小型浸透試験による。																																																																																																																																																																																								
引張強さ	N/mm2 (kgf/m)	11.8 以上	日本産業規格（JIS）で規定されている各材料ごとの試験方法による。																																																																																																																																																																																								
摩擦係数		0.8 以上	平成4年度建設省告示第1324号に基づく摩擦試験方法による。																																																																																																																																																																																								
試験項目	単位	規格値	試験方法																																																																																																																																																																																								
漏水量	(ml/sec) /(1.8m2)	25 以下	建設省土木研究資料 第3103号の小型浸透試験による。																																																																																																																																																																																								
引張強さ	N/mm2 (kgf/m)	11.8 以上	日本産業規格（JIS）で規定されている各材料ごとの試験方法による。																																																																																																																																																																																								
摩擦係数		0.8 以上	平成4年度建設省告示第1324号における開発目標に照らして評価した際の摩擦試験方法による。																																																																																																																																																																																								